

第13回 定時株主総会 招 集 ご 通 知

日 時

2015年6月29日(月曜日) 午前10時

場 所

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階 「葵」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件
- 第3号議案 監査役 2 名選任の件
- 第4号議案 取締役の報酬等の変更の件





株主の皆様におかれましては、
平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
ここに、第13回定時株主総会招集ご通知をお届け
いたします。

取締役社長 永野 毅

目 次

□ 第13回定時株主総会招集ご通知	1
□ 株主総会参考書類	3
□ 添付書類	
事業報告	15
連結貸借対照表	37
連結損益計算書	38
貸借対照表	39
損益計算書	40
連結計算書類に係る	
会計監査人監査報告書謄本	41
計算書類に係る	
会計監査人監査報告書謄本	42
監査役会監査報告書謄本	43
□ ご参考 東京海上ホールディングス コーポレート ガバナンス基本方針	45
□ トピックス	49

東京海上グループ経営理念

東京海上グループは、お客様の信頼を
あらゆる活動の原点におき、
企業価値を永続的に高めていきます。

お客様に最高品質の商品・サービスを提供し、
安心と安全をひろげます。

株主の負託に応え、収益性・成長性・健全性を
備えた事業をグローバルに展開します。

社員一人ひとりが創造性を発揮できる
自由闊達な企業風土を築きます。

良き企業市民として公正な経営を貫き、
広く社会の発展に貢献します。

東京海上グループの事業領域と主なグループ会社 (2015年3月31日現在)

一般事業

リスクコンサルティング事業
東京海上日動リスクコンサルティング
総合人材サービス事業
東京海上日動キャリアサービス
ファシリティマネジメント事業
東京海上日動ファシリティーズ
トータルヘルスケアコンサルティング事業
東京海上日動メディカルサービス
シルバー事業
東京海上日動サミュエル
東京海上日動ベターライフサービス
アシスタンス事業
東京海上アシスタンス
保険代理業
東京海上日動あんしんコンサルティング
等

金融事業

投資顧問業・投資信託業
東京海上アセットマネジメント
不動産投資顧問業
東京海上不動産投資顧問
プライベート・エクイティ・ファンド事業
東京海上キャピタル
メザニン・ファンド事業
東京海上メザニン
等

国内損害保険事業

東京海上日動
日新火災
イーデザイン損保
東京海上ミレア少額短期
東京海上ウエスト少額短期

国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命
等

海外保険事業

Tokio Marine North America, Inc.
Philadelphia Consolidated Holding Corp.
Tokio Marine Management, Inc.
Delphi Financial Group, Inc.
Tokio Marine Kiln Group Limited
Tokio Marine Middle East Limited
Tokio Marine Seguradora S.A.
Tokio Marine Asia Pte. Ltd.
東京海上日動火災保険(中国)有限公司
Tokio Millennium Re AG
等

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

東京海上ホールディングス株式会社

取締役社長 永 野 毅

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席いただけない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、「株主総会参考書類」(3頁～14頁)をご検討いただき、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使】

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、2015年6月26日(金曜日)午後5時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使】

「インターネットによる議決権行使のご案内」(51頁)をご参照のうえ、2015年6月26日(金曜日)午後5時までに議決権を行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2015年6月29日(月曜日)午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目1番1号
パレスホテル東京 2階「葵」
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください)

3. 目的事項

- 報告事項**
- 2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案** 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役10名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 取締役の報酬等の変更の件

4. 議決権行使に関する事項

- (1) 議決権行使書およびインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネットによる議決権行使が複数回行われた場合は、最後に行われた議決権行使を有効とさせていただきます。
- (3) ご送付いただいた議決権行使書の各議案に賛否の表示がない場合は、賛の表示があるものとして取り扱わせていただきます。
- (4) 代理人によるご出席の場合は、委任状を議決権行使書用紙とともに受付にご提出ください。なお、代理人は議決権を有する株主様1名に限らせていただきます。

以 上

○当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、紙の使用量を節減するため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

○本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下のものにつきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

①事業報告のうち「5. 新株予約権等に関する事項」および「8. 業務の適正を確保するための体制」の内部統制基本方針

②連結計算書類のうち連結株主資本等変動計算書および連結注記表

③計算書類のうち株主資本等変動計算書および個別注記表

なお、監査役は、本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類のほか、上記①ないし③の書類についても監査しております。また、会計監査人は、本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類および計算書類のほか、上記②および③の書類についても監査しております。

○株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、業績および今後の経営環境等を勘案し、グループの事業展開のための基盤強化を図りつつ、配当を基本として株主還元の充実に努める方針としております。

当年度の期末配当につきましては、この方針のもと、諸般の事情を総合的に勘案し、1株につき55円とさせていただきたいと存じます。中間配当として1株につき40円お支払しておりますので、当年度の年間配当は1株につき95円となります。これは、前年度の年間配当である1株につき70円に比べ、25円の増配となります。

1. 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金55円 総額41,502,940,380円

2. 剰余金の配当が効力を生ずる日

2015年6月30日

第2号議案 取締役10名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、取締役10名全員が任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	すみ しゅう ぞう 隅 修 三 (1947年7月11日生)  再 任	1970年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2000年6月 同社取締役海外本部ロンドン首席駐在員 2002年6月 同社常務取締役 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 2005年6月 同社専務取締役 2007年6月 同社取締役社長 2007年6月 当社取締役社長 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役会長(現職) 2013年6月 当社取締役会長(現職) <重要な兼職の状況> ・東京海上日動火災保険株式会社取締役会長 ・株式会社三菱東京UFJ銀行取締役(社外取締役) ・株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役) ・公益社団法人経済同友会副代表幹事	23,905株
2	なが の つよし 永 野 毅 (1952年11月9日生)  再 任	1975年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2003年6月 同社執行役員東海本部名古屋営業第三部長 2004年10月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員名古屋営業第三部長 2006年6月 同社常務執行役員 2008年6月 同社常務取締役経営企画部長 2008年6月 当社取締役 2009年6月 当社取締役退任 2010年6月 東京海上日動火災保険株式会社専務取締役 2011年6月 当社専務取締役 2012年2月 当社専務取締役海外事業企画部長 2012年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役副社長 2012年6月 当社取締役副社長海外事業企画部長 2013年6月 東京海上日動火災保険株式会社取締役社長(現職) 2013年6月 当社取締役社長(現職) <重要な兼職の状況> ・東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	19,400株

(次頁に続く)

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
3	おお ば まさ し 大 庭 雅 志 (1955年 2月13日生)  再 任	1978年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2007年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長 2009年 6 月 当社執行役員経理部長 2010年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役 2010年 6 月 当社常務取締役 2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役退任 2014年 4 月 当社専務取締役 2015年 4 月 当社取締役副社長(現職) <担 当> ・資本政策総括(C F O) 経営企画部	10,600株
4	ふじ た ひろ かず 藤 田 裕 一 (1956年 5月12日生)  再 任	1980年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2011年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社執行役員経理部長 2011年 6 月 当社執行役員経理部長 2012年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役経理部 長 2012年 6 月 当社常務取締役経理部長 2013年 7 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職) 2013年 7 月 当社常務取締役(現職) <担 当> ・財務企画部、経理部 <重要な兼職の状況> ・東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	9,850株

(次頁に続く)

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
5	みむらあきお 三村 明夫 (1940年11月2日生)  再任 独立役員	1963年4月 富士製鐵株式会社入社 1993年6月 新日本製鐵株式会社取締役 1997年4月 同社常務取締役 2000年4月 同社代表取締役副社長 2003年4月 同社代表取締役社長 2008年4月 同社代表取締役会長 2010年6月 当社取締役(社外取締役、現職) 2012年10月 新日鐵住金株式会社取締役相談役 2013年6月 同社相談役 2013年11月 同社相談役名誉会長(現職) <重要な兼職の状況> ・新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 ・日本郵政株式会社取締役(社外取締役) ・株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) ・株式会社産業革新機構取締役(社外取締役) ・株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締役) ・日本商工会議所会頭 ・東京商工会議所会頭	4,300株
6	ささきみきお 佐々木 幹夫 (1937年10月8日生)  再任 独立役員	1960年4月 三菱商事株式会社入社 1992年6月 同社取締役 1994年6月 同社常務取締役 1998年4月 同社取締役社長 2004年4月 同社取締役会長 2010年6月 同社取締役相談役 2011年6月 同社相談役(現職) 2011年6月 当社取締役(社外取締役、現職) <重要な兼職の状況> ・三菱商事株式会社相談役 ・三菱自動車工業株式会社取締役(社外取締役) ・三菱電機株式会社取締役(社外取締役) ・株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)	1,600株

(次頁に続く)

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
7	ひろ せ しん いち 広 瀬 伸 一 (1959年12月7日生)  再 任	1982年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2013年 6 月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役 2014年 4 月 同社取締役社長(現職) 2014年 6 月 当社取締役(現職) <重要な兼職の状況> ・東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長	5,975株
8	いし い いち ろう 石 井 一 郎 (1955年 6 月15日生)  新 任	1978年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2010年 6 月 当社執行役員海外事業企画部部長 2011年 6 月 当社執行役員海外事業企画部部長 2012年 2 月 当社執行役員海外事業企画部部長 2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員 2013年 6 月 当社常務執行役員 2013年12月 東京海上日動火災保険株式会社常務執行役員退任 2015年 4 月 当社専務執行役員(現職)	6,400株

(次頁に続く)

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
9	え がわ まさ こ 江 川 雅 子 (1956年9月7日生)  新 任 独 立 役 員	1980年4月 シティバンク、エヌ・エイ東京支店入社 1986年9月 ソロモン・ブラザーズ・インクニューヨーク本店入社 1988年6月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社東京支店入社 1993年12月 エス・ジー・ウォーバーグ証券会社東京支店入社 2001年11月 ハーバード・ビジネス・スクール日本リサーチ・センター長 2009年4月 国立大学法人東京大学理事 2015年3月 同法人理事退任 <重要な兼職の状況> ・旭硝子株式会社取締役(社外取締役)	0株
10	ゆ あさ たか ゆき 湯 浅 隆 行 (1958年5月5日生)  新 任	1981年4月 東京海上火災保険株式会社入社 2012年6月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社取締役社長 2014年9月 同社取締役社長退任 2014年10月 当社常務執行役員(現職)	9,100株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 三村明夫、佐々木幹夫および江川雅子の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三村明夫、佐々木幹夫および江川雅子の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。三村明夫氏が相談役名誉会長として在任している新日鐵住金株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であります。佐々木幹夫氏が相談役として在任している三菱商事株式会社と当社との間には、取引はありません。また、同社と当社保険子会社との間には保険取引がありますが、その取引規模は当社の連結経常収益(連結売上高に相当)の1%未満であります。
4. 三村明夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。佐々木幹夫氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な

提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。江川雅子氏を社外取締役候補者とした理由は、長年の金融機関での実務経験、コーポレートガバナンスに関する研究活動および国立大学法人東京大学における役員としての経験を通じて培われた企業経営等に関する同氏の見識に基づき、当社取締役会に貴重な提言をいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、当社は、上記の理由により同氏が社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。

5. 佐々木幹夫氏が社外取締役として在任している三菱自動車工業株式会社は、同氏の在任中である2011年3月に、同社製作所において、環境関係法令および条例等に基づく必要な届出等を行わずに一部設備を使用していた事実が判明しました。また、同社は、同氏の在任中である2012年3月に、PCB(ポリ塩化ビフェニル)が含まれている可能性のある絶縁油を使用した機器について環境関係法令が定めるPCB廃棄物の適正な処理を行っておりませんでした。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しておりました。事後には、当該事実についての徹底した調査および再発防止を指示しました。佐々木幹夫氏が社外取締役として在任している三菱電機株式会社は、同氏の在任中である2012年1月から3月に、防衛省、総務省等との電子システム事業に係る契約において、費用の過大計上や不適切な請求を行っていたことを理由として、指名停止または競争参加資格停止の措置を受けました。同氏は、事前には、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち注意を喚起しておりました。事後には、取締役会等において全容解明および原因究明のための徹底した調査に加えて、再発防止に向けたさらなるコンプライアンス体制の強化等を指示しました。
6. 三村明夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって5年となります。佐々木幹夫氏の当社社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
7. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、三村明夫および佐々木幹夫の両氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。両氏の再任が承認された場合、当社は両氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。また、江川雅子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で上記と同内容の責任限定契約を締結する予定であります。
8. 隅 修三氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画業務や国内保険営業に従事し、同社取締役ロンドン首席駐在員等を経て、当社取締役社長および取締役会会長を歴任する等、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。永野 毅氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に国内外の保険営業や経営企画、商品企画業務に従事し、同社取締役を経て、現在では当社取締役社長および東京海上日動火災保険株式会社取締役社長として東京海上グループ全般の経営の指揮を執る等、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。大庭雅志氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に経理、財務企画業務に従事し、当社取締役就任後は財務企画、経営企画および人事部門を担当する等、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。藤田裕一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保

険株式会社入社以来、主に経理業務に従事し、当社取締役就任後は経理、財務企画およびリスク管理部門を担当する等、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。広瀬伸一氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、営業企画業務や国内保険営業に従事し、現在では東京海上日動あんしん生命保険株式会社の取締役社長として経営の指揮を執る等、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。石井一郎氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、商品企画業務や米国、アジアをはじめとした海外保険事業に従事しており、豊富なグローバル経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。湯浅隆行氏を取締役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、財務、経理、リスク管理業務および国内生損保事業に従事しており、豊富な経験と実績を活かして、重要な業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督に十分な役割を果たすことを期待するためであります。

9. 石井一郎氏は、2015年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会日付で同社専務取締役就任する予定であります。
10. 江川雅子氏は、2015年6月開催の三井不動産株式会社の定時株主総会日付で同社社外取締役に就任する予定であります。
11. 湯浅隆行氏は、2015年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会日付で同社常務取締役に就任する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

本定時株主総会終結と同時に、監査役 大橋敏樹および堀井昭成の両氏が任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	ほり い あき なり 堀 井 昭 成 (1951年10月14日生)  再 任 独 立 役 員	1974年 4 月 日本銀行入行 2002年 7 月 同行国際局長 2006年 6 月 同行理事(国際担当) 2010年 6 月 同行理事退任 2010年 7 月 一般財団法人キャノングローバル戦略研究所特別顧問 2010年12月 同研究所理事・特別顧問(現職) 2011年 6 月 当社監査役(社外監査役、現職) <重要な兼職の状況> ・一般財団法人キャノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	2,300株
2	い どう たかし 伊 藤 卓 (1957年 5 月19日生)  新 任	1980年 4 月 東京海上火災保険株式会社入社 2011年 6 月 当社執行役員経営企画部長 2013年 6 月 東京海上日動火災保険株式会社常務取締役(現職) 2013年 6 月 当社常務取締役(現職)	800株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 堀井昭成氏は、社外監査役候補者であります。
3. 堀井昭成氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしております。
4. 堀井昭成氏を社外監査役候補者とした理由は、長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた同氏の見識に基づき、適切な監査機能を果たしていただくことを期待するためであります。
5. 堀井昭成氏の当社社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。
6. 当社は、現在、会社法第427条第1項の規定に基づき、堀井昭成氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との当該責任限定契約を継続する予定であります。
7. 伊藤 卓氏を監査役候補者とした理由は、東京海上火災保険株式会社入社以来、主に商品企画、経

営企画、法務業務に従事し、当社取締役就任後はリスク管理、法務および監査部門を担当する等、豊富な経験と実績を活かして、適切な監査機能を果たすことを期待するためであります。

8. 伊藤 卓氏は、2015年6月開催の東京海上日動火災保険株式会社の定時株主総会終結の時をもって同社常務取締役を退任する予定であります。また、同氏は、本定時株主総会終結の時をもって当社常務取締役を退任する予定であります。

第4号議案 取締役の報酬等の変更の件

1. 提案の理由

当社の取締役の報酬等の額は、2005年6月28日開催の第3回定時株主総会において月額総額25百万円以内とご承認いただき、また、当該月額総額とは別に、2006年6月28日開催の第4回定時株主総会において株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額および新株予約権の総数を、それぞれ年額総額70百万円以内および年間総数250個以内とご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社の取締役の報酬等について、業績連動部分を増額するとともに、当社株価との連動性をさらに高め、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有することにより、業績向上および企業価値向上への意欲を一層高めることを目的に、その額および内容を変更したいと存じます。

なお、議案の内容は、業務執行の状況や貢献度等を基準としており、社外取締役を中心とする東京海上グループ報酬委員会における審議を踏まえたものであります。

(注)新株予約権の年間総数につきましては、当社株式に係る2006年9月30日付の株式分割および単元株制度の導入ならびに同年10月2日付の単元株式数の変更による調整後の数を記載しております。

2. 議案の内容

(1) 報酬等の額

当社の取締役の報酬等の額を月額総額50百万円以内(うち社外取締役分は5百万円以内)とし、また、当該月額総額とは別に、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額総額140百万円以内(うち社外取締役分は14百万円以内)といたしたいと存じます。

取締役の員数は、現在は10名(うち社外取締役3名)であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと10名(うち社外取締役3名)となります。

(2) 報酬等の内容

取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして割り当てる新株予約権は、以下の内容といたしたいと存じます。新株予約権の割当てに際しては、新株予約権の払込金額と同額の報酬請求権を取締役に付与し、払込金額の払込請求権と報酬請求権を相殺することを予定しております。

①新株予約権の総数

各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対して割り当てる新株予約権の総数の上限を500個(うち社外取締役分は50個)とする。ただし、単元株式数に変更された場合は、新株予約権の総数の上限は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限(ただし、下記②に従い調整される場合には、調整後の株式数の上限)を変更後の単元株式数で除した数(1個に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする)に調整されるものとする。

②新株予約権の目的である株式の種類および数

各事業年度に関する定時株主総会の日から1年以内の日に取り締役に対して割り当てる新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限を普通株式50,000株(うち社外取締役分は5,000株)とする。

各新株予約権の目的である株式の数は100株とする。ただし、単元株式数に変更された場合は、各新株予約権の目的である株式の数を変更後の単元株式数とする。

なお、当社が、当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む)または株式併合等を行うことにより、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式数の上限または各新株予約権の目的である株式の数を調整することが適切となる場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

③新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。

④新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から30年以内の範囲内で、当社取締役会において定める。

⑤譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑥その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、上記④の期間内において、原則として当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できるものとし、その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

以 上

添付書類

2014年度〔 2014年4月1日から 2015年3月31日まで 〕事業報告

1. 保険持株会社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

当年度の世界経済は、欧州では先行きに対する懸念が見られ、中国をはじめとする新興国では成長が鈍化したものの、米国では家計部門および企業部門が堅調に推移した結果、全体として緩やかな回復が続きました。

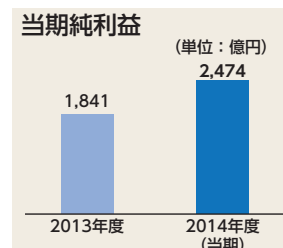
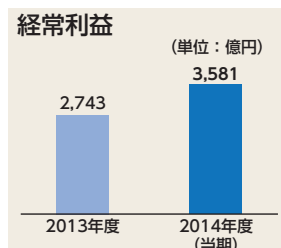
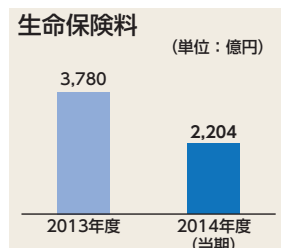
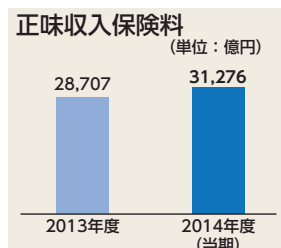
わが国経済は、消費税率引き上げの影響を受けたものの、円安や株価の上昇が進むなか、企業部門に改善が見られるなど、景気は緩やかに回復しました。

損害保険業界では、自動車保険をはじめ収益の回復傾向が見られております。他方、生命保険業界では、個人保険の保有契約高の減少傾向が緩やかになりました。

こうした状況のなか、東京海上グループは、「お客様に品質で選ばれ、成長し続けるグローバル保険グループ」をビジョンとする中期経営計画「変革と実行2014」の最終年度にあたり、積極的に事業を展開した結果、グループ合計の正味収入保険料は3兆円を突破しました。また、生命保険料につきましても、国内の株価上昇等による変額年金保険の解約増加の影響はあるものの、基調としては堅調に推移しました。

当社の連結決算につきましては、こうした保険営業の伸展に加え、国内外の景気回復や円安の進行も寄与し、3年連続で過去最高益を更新しました。

区 分	2013年度	2014年度(当期)	前年度対比
経常収益	4兆1,661億円	4兆3,279億円	103.9%
うち正味収入保険料	2兆8,707億円	3兆1,276億円	108.9%
うち生命保険料 (除く変額年金保険)	3,780億円 (7,093億円)	2,204億円 (8,928億円)	58.3% (125.9%)
経常利益	2,743億円	3,581億円	130.5%
当期純利益	1,841億円	2,474億円	134.4%



また、事業セグメントごとの経常収益および経常利益は、次のとおりとなりました。

事業セグメント	経常収益		経常利益	
	2013年度	2014年度 (当期)	2013年度	2014年度 (当期)
国内損害保険事業	2兆4,363億円	2兆5,727億円	1,167億円	2,039億円
国内生命保険事業	5,429億円	3,274億円	285億円	191億円
海外保険事業	1兆1,629億円	1兆4,235億円	1,232億円	1,287億円
金融・一般事業	751億円	748億円	57億円	63億円

■国内損害保険事業

東京海上日動火災保険株式会社(以下「東京海上日動」といいます)の業績につきましては、正味収入保険料は、自動車保険を中心にすべての保険種目で増収したことにより、2兆367億円と前年度に比べ3.6%の増加となりました。損害保険事業の収益性の指標であるコンバインド・レシオは91.5%となり、前年度に比べ1.7ポイント改善しました。また、資産運用等損益は、業績好調な海外子会社からの配当金収入の増加を主因として、前年度に比べ459億円増加し2,025億円となりました。こうした結果、経常利益は前年度に比べ1,175億円増加し2,640億円となり、当期純利益は前年度に比べ944億円増加し1,853億円となりました。

東京海上日動は、代理店の新設による新規マーケットの開拓を進めるとともに、超保険および超ビジネス保険の販売推進ならびにタブレット型端末の活用等を通じて、お客様との接点強化を図りました。

また、必要なときに必要な日数分だけ携帯電話で加入できる「ちょいのり保険(1日自

動車保険)」の利用申込件数は、昨年8月に累計100万件を突破しました。

資産運用に関しましては、健全な財務基盤の維持を目的としたリスク管理の下、資産の流動性と収益の安定性を確保する方針で取り組みました。政策株式につきましては、資本効率の向上を目指して引き続き売却を進めました。

また、東京海上日動は、本年3月、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会との間で、「東京 2020 スポンサーシッププログラム」の中で最高位に位置づけられている「東京 2020 ゴールドパートナー(損害保険カテゴリー)」の契約を締結し、公表しました。

日新火災海上保険株式会社(以下「日新火災」といいます)の業績につきましては、自動車保険で増収した一方、火災保険で減収したことなどにより、正味収入保険料は1,366億円と前年度に比べ0.5%の減少となりました。一方、発生保険金の減少等による保険引受利益の改善により、経常利益は176億円と前年度に比べ129億円の増加となり、当期純利益は125億円と前年度に比べ92億円の増加となりました。日新火災は、東京海上グループの強みを活かし、最も身近で信頼されるリテール損害保険会社を目指して、引き続き業務品質の向上に取り組みました。

■国内生命保険事業

東京海上日動あんしん生命保険株式会社(以下「あんしん生命」といいます)は、昨年10月、東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(以下「フィナンシャル生命」といいます)と合併しました。あんしん生命の業績につきましては、終身保険や個人年金保険の増収および生損一体の取り組みの強化等により、新契約年換算保険料は1,141億円と前年度に比べ20.1%の増加となりました。また、フィナンシャル生命が販売した変額年金保険の解約による影響はあるものの、それを上回る新規契約を獲得したことにより、保有契約年換算保険料は7,644億円と前年度に比べ1.9%の増加となりました。経常利益は、フィナンシャル生命における前期の責任準備金の取り崩しの反動等により、前年度に比べ80億円減少し206億円となりました。一方、当期純利益は、合併に伴う法人税等の減少もあり、前年度に比べ76億円増加し288億円となりました。

あんしん生命は、就業不能、医療、介護などの分野への保障を提供する「生存保障革

命」を推進しております。また、昨年5月、保険の提案から申し込み手続きまでをタブレット型端末の画面上で完結できるようシステムを改定し、お客様の利便性の向上を図りました。

■海外保険事業

海外保険事業では、グローバルな成長とリスク分散の実現を目指して、積極的に事業を展開しました。その結果、先進国、新興国ともに増収増益となり、生損保合算の保険料収入は1兆2,083億円と前年度に比べ26.2%の増加となり、経常利益は1,287億円と前年度に比べ54億円の増加となりました。

米国のフィラデルフィア社は、新規契約および更新契約の増収等により、正味収入保険料は26.8億米ドル(3,239億円)と前年度に比べ8.6%増加しました。また、米国のデルファイ社は、従業員の福利厚生に関する保険の増収等により、生損保合算の保険料収入は17.8億米ドル(2,149億円)と前年度に比べ5.6%増加しました。英国のトウキョウ・マリン・キルン社は、マーケットにおいて保険料率が低下傾向にあるなか、引受規律を重視した結果、正味収入保険料は6.0億英ポンド(1,137億円)と前年度に比べ13.1%減少しました。再保険事業を営むトウキョウ・ミレニウム・リー社は、自然災害以外のリスクの引受の拡大等により、正味収入保険料は10.0億米ドル(1,216億円)と前年度に比べ29.6%増加しました。

新興国市場におきましては、アジアでは主にシンガポールやマレーシアにおいて損害保険、生命保険ともに保険料収入を着実に伸ばしました。また、ブラジルでは、自動車保険の販売好調により、正味収入保険料は27.2億ブラジルレアル(1,235億円)と前年度に比べ21.4%増加しました。

また、東京海上日動は、サハラ砂漠以南のアフリカ諸国におけるお客様へのサポートを拡充すべく、南アフリカに駐在員事務所を開設することとし、あわせて、現地の損害保険大手であるホラード社と業務提携しました。

■金融・一般事業

金融事業では、東京海上アセットマネジメント株式会社による年金の運用受託や投資信託の運用等、安定的な収益基盤であるアセットマネジメント事業(フィービジネス)を中心

に取り組みました。

一般事業では、人材派遣、不動産管理等の事業に引き続き取り組みました。

■ C S R

東京海上日動は、本年3月、仙台で開催された国際的な防災戦略を論議する国連防災世界会議において、東北大学と連携し最新の地震津波リスクの研究成果の発表を行うなど、保険会社としての知見を発信しました。また、宮城県亘理町(わたりちょう)の海岸林の再生支援を行うなど、引き続き被災地の復興支援活動に取り組むとともに、マングローブ植林等を通じて地球環境保護にも継続的に取り組んでおります。

■ 対処すべき課題

2015年度の世界経済は、米国が牽引する形で緩やかな回復が続くことが見込まれます。

わが国経済は、日銀による金融緩和政策が続くなか、個人消費や設備投資を中心に景気回復が続くと見込まれます。また、国内の保険市場は、新車販売台数の減少が見込まれるものの、景気の回復基調を受けて、市場が緩やかに拡大することが期待されます。

こうした状況のなか、東京海上グループは、2015年度から3カ年の新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」をスタートしました。前中期経営計画を通じて、国内損害保険事業の収益性の回復ならびに国内生命保険事業および海外保険事業の成長により、着実に収益性を回復しました。こうした状況を踏まえ、新しい計画では、持続的な利益成長を進め、より一層バランスのとれた事業ポートフォリオの構築を目指します。そのために、ビジネスモデルの深化、事業環境への変化対応力の強化、規律ある事業投資の推進による成長機会の追求、人材育成やダイバーシティの推進および経営基盤の高度化に取り組めます。また、「リスクベース経営(E R M)」を基軸に、資本効率の高い事業への投資やグローバルなリスク分散を進め、東京海上グループの強みである財務の健全性を確保するとともに、利益成長と資本効率を持続的に高めていきます。

中核事業である国内損害保険事業では、リスクコンサルティングの高度化および損害サービスにおける対応力の向上等により、お客様に一層の安心をお届けするよう努めます。また、事業環境の変化を的確にとらえ、新たなリスクへの対応を推進します。加えて、規律ある引受の強化や事業費の効率的な活用により、コンバインド・レシオについて、95%

を安定的に下回る水準を確保することで、持続的な利益成長を目指します。

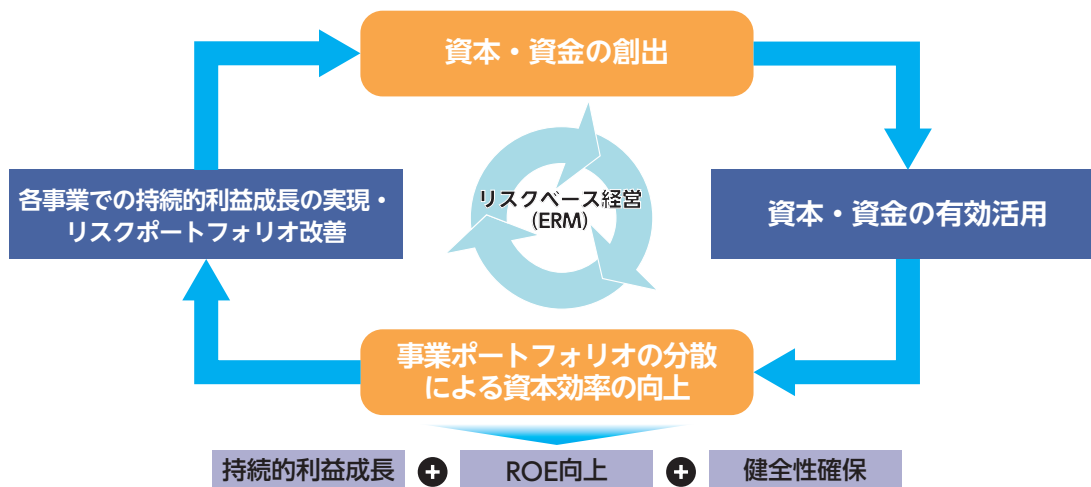
国内生命保険事業では、損害保険代理店を中心とした多様な販売チャネルの活用による成長力の強化や、独自性のある生存保障分野の商品の拡充により、健全性を維持しながら利益成長を目指します。また、お客様の視点に立って生損一体の取り組みを推進し、広くお客様に安心を提供します。

海外保険事業では、内部成長の強化と規律ある戦略的なM&Aの実施により、引き続き、先進国と新興国、元受保険と再保険、損害保険と生命保険など、バランスのとれた成長戦略を推進し、グループ全体の利益拡大の牽引を目指します。

株主還元につきましては、配当を基本とし、利益水準の向上により配当の充実を図ってまいります。

東京海上グループは、「お客様の信頼をあらゆる活動の原点におく」という経営理念に基づき、収益性、成長性および健全性を兼ね備えた企業グループとしてさらに発展していくために、グループを挙げて業務に邁進してまいりる所存でございます。お客様や社会から広く信頼される「良い会社(Good Company)」を築いてまいりますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ一層のご指導とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

【新中期経営計画「To Be a Good Company 2017」の全体像】



- (注) 1. 本事業報告(以下の諸表を含む)における金額および株数等は記載単位未満を切り捨てて表示、増減率等の比率は小数第2位を四捨五入し小数第1位まで表示しております。
2. 各事業セグメントの経常収益および経常利益として記載の数値は、連結損益計算書に計上する経常収益および経常利益として調整を行う前の数値であります。
3. コンバインド・レシオとは、保険料を分母、保険金と経費を分子としてパーセントで表す損害保険会社の収益指標で、100%は収支均衡を示します。
4. あんしん生命の前年度比較の数値には、昨年10月に合併したフィナンシャル生命の数値を含みます。
5. 海外保険事業において正味収入保険料等として記載の円貨額は、昨年12月末の為替相場による換算額であります。
6. トウキョウ・マリン・キルン社の正味収入保険料には、同社の子会社が経営管理しているトウキョウ・マリン・アンダーライティング・リミテッド社の正味収入保険料を含みます。

(2) 企業集団及び保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

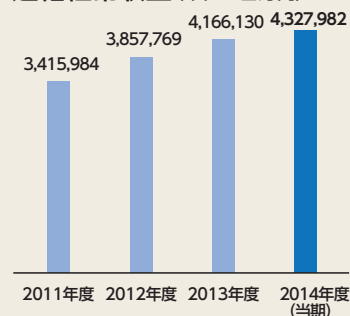
イ 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
連結経常収益	3,415,984	3,857,769	4,166,130	4,327,982
連結経常利益	160,324	207,457	274,386	358,182
連結当期純利益	6,001	129,578	184,114	247,438
連結包括利益	△10,558	548,251	442,277	997,024
連結純資産額	1,857,465	2,363,183	2,739,114	3,609,655
連結総資産	16,338,460	18,029,442	18,948,000	20,889,670

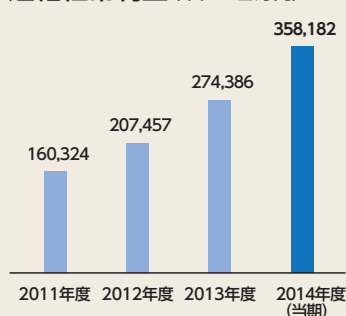
ロ 保険持株会社の財産及び損益の状況の推移

区 分	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度(当期)
	百万円	百万円	百万円	百万円
営業収益	83,955	48,718	19,442	149,751
受取配当金	77,872	42,798	13,106	143,701
保険業を営む子会社等	76,017	41,898	11,600	142,215
その他の子会社等	1,854	900	1,506	1,486
当期純利益	62,110	41,860	12,384	141,734
1株当たり当期純利益	80円98銭	54円57銭	16円14銭	185円57銭
総資産	2,506,933	2,509,192	2,478,082	2,509,565
保険業を営む子会社等株式等	2,412,091	2,421,006	2,374,845	2,383,545
その他の子会社等株式等	71,558	75,081	81,718	80,857

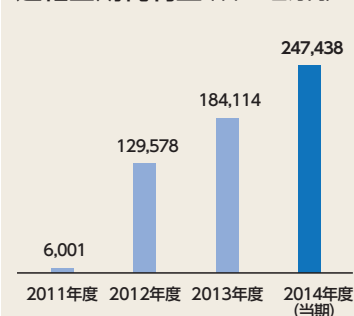
連結経常収益 (単位：百万円)



連結経常利益 (単位：百万円)



連結当期純利益 (単位：百万円)



(3) 企業集団の主要な事務所の状況(2015年3月31日現在)

イ 当社

事 務 所 名	所 在 地	設 置 年 月 日
本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	2002年4月2日

(注) 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

ロ 子会社等

事業セグメント	会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1944年 3月20日
		北海道		
		北海道支店 他6部支店		
		東北		
		仙台支店 他9部支店		
		関東		
		東京中央支店 他31部支店		
		東海・北陸		
		愛知南支店 他25部支店		
	日新火災海上保険(株)	関西	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
		大阪南支店 他24部支店		
		中国・四国		
	東京海上日動あんしん生命保険(株)	広島支店 他14部支店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日
		九州		
	福岡中央支店 他13部支店	本社(東京本社)、さいたま本社	東京都千代田区神田駿河台二丁目3番地	1908年 6月10日
国内生命保険事業	東京海上日動あんしん生命保険(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	1996年 8月6日

(次頁に続く)

事業セグメント	会 社 名	事 務 所 名	所 在 地	設置年月日
海外保険事業	フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーション	本社	米国・ペンシルバニア州・バラキンウィッド	1981年 7月6日
	デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッド	本社	米国・デラウェア州・ウィルミントン	1987年 5月27日
	トウキョウ・マリン・キルン・グループ・リミテッド	本社	英国・ロンドン	1994年 7月11日
金融・一般事業	東京海上アセットマネジメント(株)	本社	東京都千代田区丸の内一丁目3番1号	1985年 12月9日

- (注) 1. 本表は子会社等のうち、主要なものについて記載しております。
2. 事務所名には、主要な事務所の名称を記載しております。
3. 所在地には、本社の所在地を記載しております。
4. 設置年月日には、会社の設立年月日を記載しております。

(4) 企業集団の使用人の状況

事業セグメント	前 期 末	当 期 末	当期増減(△)
国内損害保険事業	20,051名	20,119名	68名
国内生命保険事業	2,315名	2,267名	△48名
海 外 保 険 事 業	9,500名	9,739名	239名
金 融 ・ 一 般 事 業	1,444名	1,661名	217名
合 計	33,310名	33,786名	476名

(5) 企業集団の主要な借入先の状況(2015年3月31日現在)

事業セグメント	会 社 名	借 入 先	借入金残高
国内損害保険事業	東京海上日動火災保険(株)	(株)三菱東京UFJ銀行	156,221百万円

(6) 企業集団の資金調達の状況

該当ありません。

(7) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

事業セグメント	金 額
国内損害保険事業	7,574百万円
国内生命保険事業	332百万円
海 外 保 険 事 業	7,883百万円
金 融 ・ 一 般 事 業	185百万円
合 計	15,976百万円

(注) 1. 金額には、当年度中の設備投資の総額を記載しております。

2. 金額として記載の円貨額には、外貨建の設備投資額の当社の決算日の為替相場による換算額が一部含まれております。

ロ 重要な設備の新設等

該当ありません。

(8) 重要な親会社及び子会社等の状況(2015年3月31日現在)

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事業内容	設 立 年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
東京海上日動火災保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1944年 3月20日	百万円 101,994	% 100.0	—
日新火災海上保険(株)	東京都千代田区	損害保険業	1908年 6月10日	百万円 20,389	% 100.0	—
イーデザイン損害保険(株)	東京都新宿区	損害保険業	2009年 1月26日	百万円 24,803	% 90.5	—
東京海上日動あんしん 生命保険(株)	東京都千代田区	生命保険業	1996年 8月6日	百万円 55,000	% 100.0	—
東京海上ミレア少額短期 保険(株)	横浜市西区	少額短期保 険業	2003年 9月1日	百万円 895	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・ノー スアメリカ・インコーポ レイテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	2011年 6月29日	千米ドル 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
フィラデルフィア・コン ソリデイティッド・ホー ルディング・コーポレー ション	米国・ペンシルバ ニア州・バラキン ウィッド	持株会社	1981年 7月6日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会社名	所在地	主要な 事業内容	設立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備考
フィラデルフィア・イン デムニティー・インシュ アランス・カンパニー	米国・ペンシルバ ニア州・バラキン ウィッド	損害保険業	1927年 2月4日	千米ドル 4,500 (540百万円)	% 100.0 (100.0)	—
ファースト・インシュア ランス・カンパニー・オブ ・ハワイ・リミテッド	米国・ハワイ州・ホ ノルル	損害保険業	1982年 8月6日	千米ドル 4,272 (513百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アメ リカ・インシュアランス・ カンパニー	米国・ニューヨー ク州・ニューヨー ク	損害保険業	1998年 8月13日	千米ドル 5,000 (600百万円)	% 100.0 (100.0)	—
デルファイ・ファイナン シャル・グループ・インコ ーポレイテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1987年 5月27日	千米ドル 1 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エスアイジー・ホールデ イングス・インコーポレ イテッド	米国・デラウェア 州・ウィルミント ン	持株会社	1995年 10月3日	千米ドル 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
セイフティ・ナショナル・ カジュアリティ・コーポ レーション	米国・ミズーリ州・ セントルイス	損害保険業	1942年 11月28日	千米ドル 30,000 (3,605百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシュア ランス・カンパニー	米国・イリノイ州・ シカゴ	生命保険業	1907年 4月2日	千米ドル 56,003 (6,729百万円)	% 100.0 (100.0)	—
リライアンス・スタンダ ード・ライフ・インシュア ランス・カンパニー・オブ ・テキサス	米国・テキサス州・ ヒューストン	生命保険業	1983年 8月16日	千米ドル 700 (84百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・キル ン・グループ・リミテッド	英国・ロンドン	持株会社	1994年 7月11日	千英ポンド 1,010 (179百万円)	% 100.0 (100.0)	—
キルン・アンダーライテ ィング・リミテッド	英国・ロンドン	損害保険業	1994年 6月13日	千英ポンド 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・ミレニアム・ リー・ユーケー・リミテッ ド	英国・ロンドン	損害保険業	1990年 10月30日	千英ポンド 125,000 (22,258百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・アン ダーライティング・リミ テッド	英国・ロンドン	損害保険業	2008年 10月27日	千英ポンド 0 (0百万円)	% 100.0 (100.0)	—

(次頁に続く)

会 社 名	所 在 地	主 要 な 事業内容	設 立 年月日	資 本 金	当社が有する 子会社等の議 決権比率	備 考
トウキョウ・ミレニアム・ リー・アーゲー	スイス・チューリ ッヒ	損害保険業	2000年 3月15日	千スイスフラン 227,675 (28,331百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トキオマリン・ブルーベ ル・リ・リミテッド	英領マン島・ダグ ラス	生命保険業	2007年 3月8日	百万円 14,000	% 100.0	—
トウキョウ・マリン・アジ ア・プライベート・リミテ ッド	シンガポール・シ ンガポール	持株会社	1992年 3月12日	千シンガポールドル 586,971 千タイバーツ 542,000 (53,277百万円)	% 100.0	—
アジア・ジェネラル・ホー ルディングス・リミテッ ド	シンガポール・シ ンガポール	持株会社	1971年 2月24日	千シンガポールドル 75,000 (6,551百万円)	% 92.4 (92.4)	—
トウキョウ・マリン・イン シュアランス・シンガポ ール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	損害保険業	1923年 7月11日	千シンガポールドル 100,000 (8,735百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライ フ・インシュアランス・シ ンガポール・リミテッド	シンガポール・シ ンガポール	生命保険業	1948年 5月21日	千シンガポールドル 36,000 (3,144百万円)	% 85.7 (85.7)	—
トウキョウ・マリン・イン シュアランス・マレーシ ア・ベルハッド	マレーシア・クア ラルンプール	損害保険業	1999年 4月28日	千マレーシアリンギット 403,471 (13,091百万円)	% 100.0 (100.0)	—
トウキョウ・マリン・ライ フ・インシュアランス・マ レーシア・ベルハッド	マレーシア・クア ラルンプール	生命保険業	1998年 2月11日	千マレーシアリンギット 226,000 (7,333百万円)	% 100.0 (100.0)	—
エーデルワイス・トウキ ョウ・ライフ・インシュア ランス・カンパニー・リミ テッド	インド・ムンバイ	生命保険業	2009年 11月25日	千インドルピー 1,802,865 (3,466百万円)	% 26.0 (26.0)	—
トウキョウ・マリン・セグ ラドーラ・エス・エー	ブラジル・サンパ ウロ	損害保険業	1937年 6月23日	千ブラジルレアル 504,808 (18,976百万円)	% 97.7 (97.7)	—
東京海上アセットマネジ メント(株)	東京都千代田区	投資顧問業 投資信託業	1985年 12月9日	百万円 2,000	% 100.0 (100.0)	—

- (注) 1. 本表は、子会社等のうち重要なものについて記載しております。
2. 東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)は、2014年10月1日付で、東京海上日動あんしん生命保険(株)との合併により消滅したため、本表に記載しておりません。
3. トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドの資本金のうち586,971千シンガポールドルは普通株式に

よるものであり、542,000千タイバーツは優先株式によるものであります。

4. 東京海上アセットマネジメント㈱は、重要性の基準に該当することとなったため、本表に記載しております。
5. トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ・リミテッドは、重要性の基準に該当しないこととなったため、本表に記載しておりません。
6. 資本金の()内に記載した円貨額は、当社の決算日の為替相場による換算額であります。なお、トウキョウ・マリン・アジア・プライベート・リミテッドについては、普通株式による資本金の換算額と優先株式による資本金の換算額を合算したものを記載しております。
7. 当社が有する子会社等の議決権比率の()内には、子会社の所有割合を内数で記載しております。

(9) 企業集団の事業の譲渡・譲受け等の状況

該当ありません。

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員に関する事項

(1) 会社役員の状況(2015年3月31日現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
隅 修三	取締役会長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役会長 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行取締役(社外取締役) 株式会社豊田自動織機取締役(社外取締役)	—
永野 毅	取締役社長(代表取締役)	東京海上日動火災保険株式会社取締役社長	—
大庭 雅志	専務取締役(代表取締役) 担当：資本政策総括(ＣＦ Ｏ)、経営企画部、人事部、 ＩＴ企画部	—	—
藤井 邦彦	常務取締役 担当：海外事業企画部(欧 州、再保険事業、海外事 業戦略等担当)	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
藤田 裕一	常務取締役 担当：財務企画部、経理 部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
伊藤 卓	常務取締役 担当：リスク管理総括(Ｃ ＲＯ)、リスク管理部、法 務部、内部統制部、監査 部	東京海上日動火災保険株式会社常務取締役	—
伊藤 邦雄	取締役(社外取締役)	一橋大学大学院商学研究科教授 三菱商事株式会社取締役(社外取締役) 東レ株式会社取締役(社外取締役) 住友化学株式会社取締役(社外取締役) 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス取締役 (社外取締役) 曙ブレーキ工業株式会社取締役(社外取締役) 小林製菓株式会社取締役(社外取締役)	—
三村 明夫	取締役(社外取締役)	新日鐵住金株式会社相談役名誉会長 日本郵政株式会社取締役(社外取締役) 株式会社日本政策投資銀行取締役(社外取締役) 株式会社産業革新機構取締役(社外取締役) 株式会社日清製粉グループ本社取締役(社外取締 役) 日本商工会議所会頭 東京商工会議所会頭	—

(次頁に続く)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐々木幹夫	取締役(社外取締役)	三菱商事株式会社相談役 三菱自動車工業株式会社取締役(社外取締役) 三菱電機株式会社取締役(社外取締役) 株式会社三菱総合研究所取締役(社外取締役)	—
広瀬 伸一	取締役	東京海上日動あんしん生命保険株式会社取締役社長	—
玉井 孝明	常勤監査役	—	—
大橋 敏樹	常勤監査役	—	—
川本 裕子	監査役(社外監査役)	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授 株式会社三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ取締役(非業務執行取締役)	—
堀井 昭成	監査役(社外監査役)	一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所理事・特別顧問	—
和仁 亮裕	監査役(社外監査役)	弁護士	—

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 玉井孝明氏は、当社および東京海上日動火災保険株式会社において経理部門担当役員としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 大橋敏樹氏は、東京海上日動あんしん生命保険株式会社において経理部門担当役員としての経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 伊藤邦雄、三村明夫、佐々木幹夫、川本裕子、堀井昭成および和仁亮裕の各氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員であります。

(2) 会社役員に対する報酬等

区 分	支給人数	報酬等
取締役	12名	335百万円
監査役	7名	101百万円
計	19名	437百万円

- (注) 1. 支給人数には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名が含まれております。
2. 報酬等には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名および監査役2名に対する報酬等が含まれております。
3. 報酬等のうち、取締役に対する新株予約権に関する報酬等は54百万円であります。
4. 取締役および監査役の報酬限度額は以下のとおりであります。

区 分	株主総会で定められた報酬限度額			
取締役	月額報酬等	月額	25百万円	
	新株予約権に関する報酬等	年額	70百万円	
監査役	月額報酬等	月額	12百万円	
計	月額報酬等	月額	37百万円	
	新株予約権に関する報酬等	年額	70百万円	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況(2015年3月31日現在)

社外役員の兼職につきましては、前記「2. 会社役員に関する事項(1) 会社役員の状況」に記載のとおりであります。各社外役員の兼職先のうち、三菱商事株式会社、新日鐵住金株式会社、株式会社日清製粉グループ本社、三菱自動車工業株式会社および三菱電機株式会社は、当社保険子会社と相当額の保険取引があります。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言その他の活動状況
伊藤 邦雄 (社外取締役)	5年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち11回(うち定時取締役会10回中9回)に出席しました。	長年の研究活動等を通じて培われた経営学の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
三村 明夫 (社外取締役)	4年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち8回(うち定時取締役会10回中8回)に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
佐々木幹夫 (社外取締役)	3年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち11回(うち定時取締役会10回中9回)に出席しました。	長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監督機能を果たしております。
川本 裕子 (社外監査役)	8年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会のうち9回(うち定時取締役会10回中8回)に、また、11回の監査役会のうち9回に出席しました。	長年のコンサルティング会社での実務経験や研究活動等を通じて培われた企業経営に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。
堀井 昭成 (社外監査役)	3年 9カ月	当年度に開催した12回の取締役会および11回の監査役会の全てに出席しました。	長年の日本銀行における役職員としての経験を通じて培われた見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。
和仁 亮裕 (社外監査役)	9カ月	同氏の監査役就任後、当年度に開催した8回の取締役会および9回の監査役会の全てに出席しました。	長年の弁護士としての経験を通じて培われた企業法務に関する見識に基づき、質問、提言等を行うことにより、監査機能を果たしております。

- (注) 1. 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。
2. 在任期間には、当年度末現在の在任期間を記載しております。
3. 取締役会等への出席状況および取締役会等における発言その他の活動状況には、社外監査役の監査役会への出席状況および監査役会における発言その他の活動状況についても記載しております。
4. 当年度に開催した12回の取締役会のうち、10回は定時取締役会、2回は臨時取締役会であります。また、当年度に開催した11回の監査役会は全て定時監査役会であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
伊藤 邦雄(社外取締役)	当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、左記の各氏と会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任限度額は、金1,000万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額となります。
三村 明夫(社外取締役)	
佐々木幹夫(社外取締役)	
川本 裕子(社外監査役)	
堀井 昭成(社外監査役)	
和仁 亮裕(社外監査役)	

(注) 社外取締役または社外監査役との記載は、会社法施行規則第2条第3項第5号に定める社外役員であることを示しております。

(4) 社外役員に対する報酬等

	支給人数	保険持株会社からの報酬等	保険持株会社の親会社等からの報酬等
報酬等合計	7名	60百万円	—

- (注) 1. 支給人数には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名が含まれております。
2. 保険持株会社からの報酬等には、2014年6月23日開催の第12回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役1名に対する報酬等が含まれております。
3. 保険持株会社からの報酬等のうち、新株予約権に関する報酬等は5百万円であります。
4. 支給人数および報酬等合計の内訳は以下のとおりであります。
- ・社外取締役 3名 30百万円
 - ・社外監査役 4名 29百万円

(5) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 株式に関する事項

(1) 株式数(2015年3月31日現在)

発行可能株式総数 3,300,000千株

発行済株式の総数 757,524千株(自己株式2,925千株を含みます)

(2) 当年度末株主数 80,117名

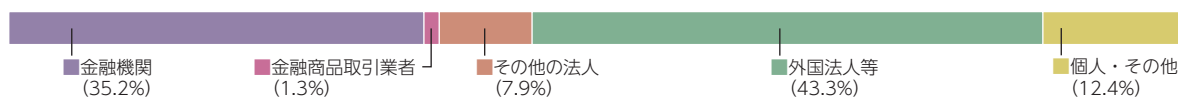
(3) 大株主(2015年3月31日現在)

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数等	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社信託口	38,903	5.2
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社信託口	33,009	4.4
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505001	17,946	2.4
明治安田生命保険相互会社	15,779	2.1
株式会社三菱東京UFJ銀行	15,695	2.1
ザバンクオブニューヨークメロンエスエーエヌブイ 10	14,640	1.9
ジェーピーモルガンチェースバンク 385632	12,229	1.6
ステートストリートバンクアンドトラストカンパニー 505225	11,147	1.5
日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口	10,832	1.4
東海日動従業員持株会	10,536	1.4

- (注) 1. 日本マスタートラスト信託銀行株式会社退職給付信託口・三菱商事株式会社口の持株10,832千株は、三菱商事株式会社が退職給付信託として信託設定した信託財産であります。
2. 持株比率は、自己株式2,925千株を控除して計算しております。

所有者別株式分布状況

合計(100%)



<当年度末発行済株式総数 757,524千株>

5. 新株予約権等に関する事項

「5. 新株予約権等に関する事項」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
あらた監査法人 指定社員：佐々木貴司 荒川 進 出澤 尚	115百万円	会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務)の内容：国際財務報告基準(I F R S)に関連した会計アドバイザリー・サービス等

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法に基づく監査に関する報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査の一部に関する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、本表の当該事業年度に係る報酬等にはこれらの合計額を記載しております。

2. 会計監査人に当社および子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は876百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、以下のとおり、会計監査人の解任または不再任の決定の方針を定めております。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると認める場合には、全監査役の同意に基づき、会計監査人を解任する。また、監査役会は、会計監査人の専門的知見、監査能力、監査品質、当社からの独立性その他の適格性を監査役会の定める評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の適格性に問題があると認める場合その他適当と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任を内容とする議案を株主総会に提出することを決定する。

ロ 保険持株会社の会計監査人以外の監査法人による保険持株会社の重要な子法人等の計算関係書類の監査

海外の子法人等は、あらた監査法人の提携先であるプライスウォーターハウスコーパース等の海外の監査法人等による計算関係書類の監査を受けております。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保するための体制

当社は、「内部統制基本方針」を策定し、これに沿ってグループ会社の経営管理、コンプライアンス、リスク管理、内部監査等の体制を含む東京海上グループ全体の内部統制システムを整備することにより、業務の適正を確保するとともに企業価値の向上に努めております。また、年に1回、内部統制システムの整備および運用状況のモニタリングを実施し、内部統制委員会での審議結果に基づき、取締役会がその内容を確認しております。さらに、モニタリングの結果等を踏まえて、内部統制システムの改善および強化に継続的に取り組んでおります。

「内部統制基本方針」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.tokiomarinehd.com/>)に掲載しております。

9. 会計参与に関する事項

該当ありません。

10. その他

該当ありません。

2014年度(2015年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 及 び 預 貯 金	536,657	保 険 契 約 準 備 金	14,328,660
コ ー ル ロ ー ン	402,586	支 払 備 金	2,204,030
買 現 先 勘 定	64,979	責 任 準 備 金 等	12,124,629
債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金	24,841	社 会 的 責 任 債	107,077
買 入 金 銭 債 権	1,372,372	そ の 他 の 負 債	1,969,679
金 銭 の 信 託	2,433	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	825,845
有 価 証 券	15,511,017	そ の 他 の 負 債	1,143,833
貸 付 金	695,028	退 職 給 付 に 係 る 負 債	239,838
有 形 固 定 資 産	282,766	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18
土 地	131,704	賞 与 引 当 金	51,615
建 物	124,450	特 別 法 上 の 準 備 金	82,945
建 設 仮 勘 定	720	価 格 変 動 準 備 金	82,945
その他の有形固定資産	25,892	繰 延 税 金 負 債	391,828
無 形 固 定 資 産	408,915	負 の の れ ん	80,056
ソ フ ト ウ ェ ア	21,805	支 払 承 諾	28,295
の れ ん	225,894	負 債 の 部 合 計	17,280,014
その他の無形固定資産	161,215	(純 資 産 の 部)	
そ の 他 資 産	1,529,803	資 本 金	150,000
退 職 給 付 に 係 る 資 産	408	利 益 剰 余 金	1,357,846
繰 延 税 金 資 産	56,568	自 己 株 式	△11,038
支 払 承 諾 見 返	28,295	株 主 資 本 合 計	1,496,808
貸 倒 引 当 金	△27,005	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,846,908
資 産 の 部 合 計	20,889,670	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	19,183
		為 替 換 算 調 整 勘 定	237,201
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△21,397
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	2,081,895
		新 株 予 約 権	2,037
		少 数 株 主 持 分	28,915
		純 資 産 の 部 合 計	3,609,655
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	20,889,670

2014年度〔2014年4月1日から2015年3月31日まで〕連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	4,327,982
保険引受収益	3,522,420
正味収入	3,127,638
積立保険料	113,965
生命保険等運用益	52,438
その他の保険引受収益	220,436
資産運用収益	7,940
利息及び配当金収入	717,527
金銭的信託運用益	364,627
売買目的有価証券売却益	48
有価証券償還益	8,392
特別勘定資産運用益	114,727
その他の運用収益	1,756
積立保険料等運用益	265,636
その他の経常収益	14,777
その他の経常収益	△52,438
負ののれん償却額	88,034
持分法による投資利益	10,229
その他の経常収益	304
経常費用	77,500
経常費用	3,969,800
保険引受費用	3,231,056
正味支出	1,648,435
損害手数料及び集金費	122,863
諸手数料及び戻当金	644,620
満期者配当金等	221,990
生命保険金等	289
支払準備金繰入額	320,175
責任準備金繰入額	85,043
その他の保険引受費用	182,990
資産運用費用	4,647
金銭的信託運用損	55,590
有価証券売却損	2,506
有価証券評価損	11,788
有価証券償還損	4,564
金融派生商品費用	812
その他の運用費用	28,532
営業費及び一般管理費用	7,385
その他の経常費用	668,023
支払利息	15,129
貸倒引当金繰入額	6,601
貸倒損	1,607
保険業法第113条繰延資産償却費	712
その他の経常費用	3,826
経常利益	2,381
経常利益	358,182

(右上に続く)

科 目	金 額
特別利益	1,817
固定資産処分利益	1,782
その他の特別利益	0
特別損失	34
固定資産処分損	22,008
減価償却損	1,500
特別法上の準備金繰入	14,147
価格変動準備金繰入	4,181
その他の特別損失	(4,181)
税金等調整前当期純利益	2,178
法人税及び住民税等調整前当期純利益	337,991
法人税等調整前当期純利益	65,229
少数株主損益調整前当期純利益	23,414
当期純利益	88,643
当期純利益	249,347
当期純利益	1,909
当期純利益	247,438

2014年度(2015年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	44,812	流 動 負 債	2,050
現 金 及 び 預 金	13,788	未 払 金	403
前 払 費 用	0	未 払 費 用	309
未 収 入 金	31,018	未 払 法 人 税 等	710
そ の 他	5	未 払 事 業 所 税	10
固 定 資 産	2,464,753	未 払 消 費 税 等	116
有 形 固 定 資 産	205	預 り 金	3
建 物	137	賞 与 引 当 金	495
車 両 運 搬 具	7	固 定 負 債	173
工 具、器 具 及 び 備 品	60	退 職 給 付 引 当 金	173
無 形 固 定 資 産	0	負 債 合 計	2,223
電 話 加 入 権	0	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	2,464,547	株 主 資 本	2,505,305
関 係 会 社 株 式	2,464,402	資 本 金	150,000
そ の 他	144	資 本 剰 余 金	1,511,485
資 産 合 計	2,509,565	資 本 準 備 金	1,511,485
		利 益 剰 余 金	854,857
		そ の 他 利 益 剰 余 金	854,857
		別 途 積 立 金	332,275
		繰 越 利 益 剰 余 金	522,581
		自 己 株 式	△11,038
		新 株 予 約 権	2,037
		純 資 産 合 計	2,507,342
		負 債 純 資 産 合 計	2,509,565

2014年度〔2014年4月1日から2015年3月31日まで〕損益計算書

(単位：百万円)

科 目				金 額	
営	業 収 益				
	関 係 会 社 受 取 配 当 金			143,701	
営	関 係 会 社 受 入 手 数 料			6,050	149,751
	業 費				
営	販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			7,464	7,464
	営 業 利 益				142,287
営	業 外 収 益				
	受 取 利 息			11	
	未 払 配 当 金 除 斥 益			42	
	受 取 事 務 手 数 料			14	
営	そ の 他			44	112
	業 外 費 用				
	自 己 株 式 取 得 費 用			10	
	雑 支 出			44	55
特 別	経 常 利 益				142,345
	損 失				
	固 定 資 産 除 却 損			0	0
	税 引 前 当 期 純 利 益				142,345
	法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税			610	610
	当 期 純 利 益				141,734

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御 中

あ ら た 監 査 法 人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東京海上ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」に記載されているとおり、会社は当連結会計年度より「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)第35項本文及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)第67項本文に掲げられた定めを適用している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2015年5月18日

東京海上ホールディングス株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 佐々木貴司 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 荒川 進 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 出澤 尚 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東京海上ホールディングス株式会社の2014年4月1日から2015年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2014年度(2014年4月1日から2015年3月31日まで)における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況を監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等およびあらた監査法人から当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役、監査役および内部監査部門その他の使用人等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人あらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人あらた監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2015年5月19日

東京海上ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役	玉井孝明	㊟
常勤監査役	大橋敏樹	㊟
監査役	川本裕子	㊟
監査役	堀井昭成	㊟
監査役	和仁亮裕	㊟

(注) 監査役 川本裕子、堀井昭成、和仁亮裕は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

ご参考

東京海上ホールディングス

コーポレートガバナンス基本方針

第1章 コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

(コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方)

第1条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定め、株主、お客様、社会、社員などのステークホルダーに対する責任を果たしていくことで、グループの企業価値を永続的に高める。そのために、当社は、健全で透明性の高いコーポレートガバナンスを構築し、内部統制基本方針に基づき、持株会社として東京海上グループ各社を適切に統治する。

第2章 株主の権利・平等性の確保

(株主の権利・平等性の確保)

第2条 当社は、株主総会における議決権の行使が適切になされるよう環境を整備する。

- 2 当社は、株主配当政策を安定的に維持すること等を通じて、株主還元の充実に努める。
- 3 当社は、株主総会における議決権の行使や剰余金の配当の支払いにおいて、株主をその有する株式の内容および数に応じて平等に取り扱う。

(政策保有に関する方針)

第3条 政策保有株式については、事業子会社(当社が議決権の過半数を直接有する会社をいう。以下同じ。)の一部が主として取引関係の強化を図り、当社グループの企業価値を高める目的で保有する。ただし、当社グループの資本を株価変動の影響を受けにくいものに改善するとともに、資本効率の向上を図る観点から、引き続き総量の削減に努める。

(関連当事者間の取引)

第4条 当社は、取締役会規則や「東京海上グループグループ内取引等の管理に関する基本方針」を定め、役員や子会社等との関連当事者取引については取締役会が監視することとし、会社や株主共同の利益を害することのないよう努める。

第3章 株主以外のステークホルダーとの適切な協働 (株主以外のステークホルダーとの適切な協働)

第5条 当社は、「東京海上グループ経営理念」を定

め、株主の負託に応え、収益性、成長性、健全性を備えた事業をグローバルに展開するとともに、お客様へ安心と安全を提供し、社員が創造性を発揮できる企業風土を構築し、広く社会の発展に貢献することにより、企業価値を永続的に高めることに努める。

第4章 適切な情報開示と透明性の確保

(適切な情報開示と透明性の確保)

第6条 当社は、「東京海上グループ 情報開示に関する基本方針」を定め、経営の透明性や公平性を確保することを目的として、会社の経営成績等の財務情報や経営理念、経営計画等の非財務情報の適時、適切な開示に努める。

第5章 取締役会等の責務

(取締役会および取締役の役割)

第7条 取締役会は、重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- 2 当社は、取締役会規則を定め、取締役会が行う重要な業務執行の決定の内容を定める。ここでいう重要な業務執行の決定には、グループの経営戦略の策定、グループの経営計画の策定、グループの内部統制システムの構築、一定の規模を超える事業投資の決定を含む。
- 3 各取締役は、取締役会が第1項に定める責務を十分に全うできるよう努める。
- 4 当社は、取締役会での決定を要しない業務執行の決定を業務執行役員に委任する。

(取締役会の構成、取締役の任期)

第8条 取締役の数は、10名程度とする。このうち、原則として3名以上を社外取締役とする。

- 2 取締役会の実効性を確保するために、取締役の選任にあたっては、多様な分野の知見、専門性を備えたバランスのとれた構成とする。
- 3 取締役の任期は1年とし、再任を妨げないものとする。

(取締役の選任要件)

第9条 当社および主な事業子会社の取締役は、会社の業態をよく理解し、会社経営に必要な広範な知識を有し、取締役会の構成員として会社の重要な業務執行を決定するに十分な判断力を有している者とする。

- 2 当社および主な事業子会社の社外取締役は、前項に定める要件に加え、第16条に定める独立性基準を満たす者とする。
- 3 当社グループの保険会社の常務に従事する取締役は、第1項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(監査役の役割)

第10条 監査役は、株主の負託を受けた独立の機関として、企業の健全で公正な経営に寄与し、社会的信頼に応えることを目的に、取締役の職務執行を監査する。

(監査役会の構成)

第11条 監査役の数は、5名程度とする。このうち、原則として過半数を社外監査役とする。

(監査役の選任要件)

第12条 当社および主な事業子会社の監査役は、監査役としての職務能力、過去の実績・経験等を勘案し、質の高い監査を実施することによって、会社の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立に寄与することができる者とする。

- 2 当社および主な事業子会社の社外監査役は、前項に定める要件に加え、第16条に定める独立性基準を満たす者とする。
- 3 当社グループの保険会社の監査役は、前2項に定める要件に加え、保険業法第8条の2に規定する「保険会社の取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験」を有し、かつ「十分な社会的信用」を有している者とする。

(執行役員の選任要件)

第13条 当社および主な事業子会社の執行役員は、役員としてのコンピテンシーの発揮度、過去の実績・経験、人物等を勘案し、会社の業務執行の責任者となりうる者とする。

(指名委員会の役割)

第14条 当社は、取締役会の諮問機関として、指名委員会を設置する。

- 2 指名委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。

- ①当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任・解任
- ②当社および主な事業子会社の取締役・監査役・執行役員の選任要件

(指名委員会の構成)

第15条 指名委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 指名委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(社外取締役および社外監査役の独立性基準)

第16条 社外取締役および社外監査役は、当社からの独立性を確保する観点から、以下のいずれにも該当しない者を選任する。

- ①当社の経営者または従業員である(あった)者
- ②当社と重要な取引関係がある(近い過去にあった)別の会社の経営者または従業員である者
- ③当社の取締役または監査役と親族関係にある者
- ④当社のアドバイザーとして取締役または監査役としての報酬以外に高額な報酬を受け取っている(近い過去に受け取っていた)者

(報酬委員会の役割)

第17条 当社は、取締役会の諮問機関として、報酬委員会を設置する。

- 2 報酬委員会は、次の事項を審議し、取締役会に対して答申する。
 - ①当社および主な事業子会社の取締役・執行役員の業績評価
 - ②当社および主な事業子会社の役員報酬体系および水準

(報酬委員会の構成)

第18条 報酬委員会は、5名程度の委員で構成する。

- 2 報酬委員会は、原則として、委員の過半数を社外委員とし、委員長は社外委員から選出する。

(役員報酬の決定に関する方針)

第19条 当社および主な事業子会社の役員報酬の決定にあたっての方針は、以下の通りとする。

- ①役員報酬に対する「透明性」「公正性」「客観性」を確保する。
 - ②業績連動報酬の導入により、業績向上に対するインセンティブを強化する。
 - ③経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度に連動した報酬、および当社株主に連動した報酬を導入し、株主とリターンを共有することでアカウンタビリティを果たす。
 - ④経営目標に対する役員の個人業績を客観的に評価するプロセスを通じて、成果実力主義の徹底を図る。
- 2 当社および主な事業子会社の役員報酬の水準は、職責に応じて役位別に基準額を設定し、当社業績や他社水準等を勘案の上、決定する。
- 3 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、業績評価を行い、その評価結果を役員報酬に反映させる。

(役員報酬体系)

- 第20条 常勤取締役および執行役員に対する報酬は、定額報酬、業績連動報酬(会社業績および個人業績に連動する)および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 2 非常勤取締役に対する報酬は、定額報酬および株式報酬型ストックオプションで構成する。
- 3 監査役に対する報酬は、定額報酬のみで構成する。

(事業子会社の統治方法)

- 第21条 当社は、事業子会社の経営管理やグループのコンプライアンス、リスク管理、内部監査等に関する基本的な事項を、グループの各種基本方針で規定し、これらに基づく体制の構築・運用を通じて事業子会社を統治する。
- 2 当社は、経営戦略に基づき定めた会社業績指標等に対する達成度により、毎年、主な事業子会社の業績評価を行い、その評価結果を当該事業子会社の役員報酬に反映させる。

- 3 主な事業子会社の役員報酬体系は、原則として当社と同じ体系とする。

(役員に対するトレーニングの方針)

第22条 当社は、取締役、監査役および執行役員が、それぞれに求められる役割や責務を適切に果たすことが出来るよう、知識の習得および更新の機会を必要に応じて設ける。

第6章 株主との対話

(株主との建設的な対話に関する方針)

第23条 当社は、株主との建設的な対話を促進するために、次の基本方針に沿って、体制整備と取組みに努める。

- ①当社は、株主との対話のための活動全般を統括する業務執行役員を置くとともに、企画、実施するための専門部署(IR担当部署)を設置する。
- ②当社は、決算発表、投資家向け説明会等の株主との対話に向けて、IR担当部署が、関連部署と連携して、株主に正確で偏りのない情報を提供する。
- ③当社は、株式の保有状況や株主の意見等を踏まえ、株主との建設的な対話の手段の充実を図る。
- ④当社は、株主との対話において寄せられた意見について、定期的に整理、分析を行い、取締役会に報告する。
- ⑤当社は、取締役会決議により定めた「インサイダー取引防止規程」に基づき、未公表の重要事実の管理を徹底するとともに、未公表の重要事実を用いずに株主との対話を行う。

第7章 改廃権限

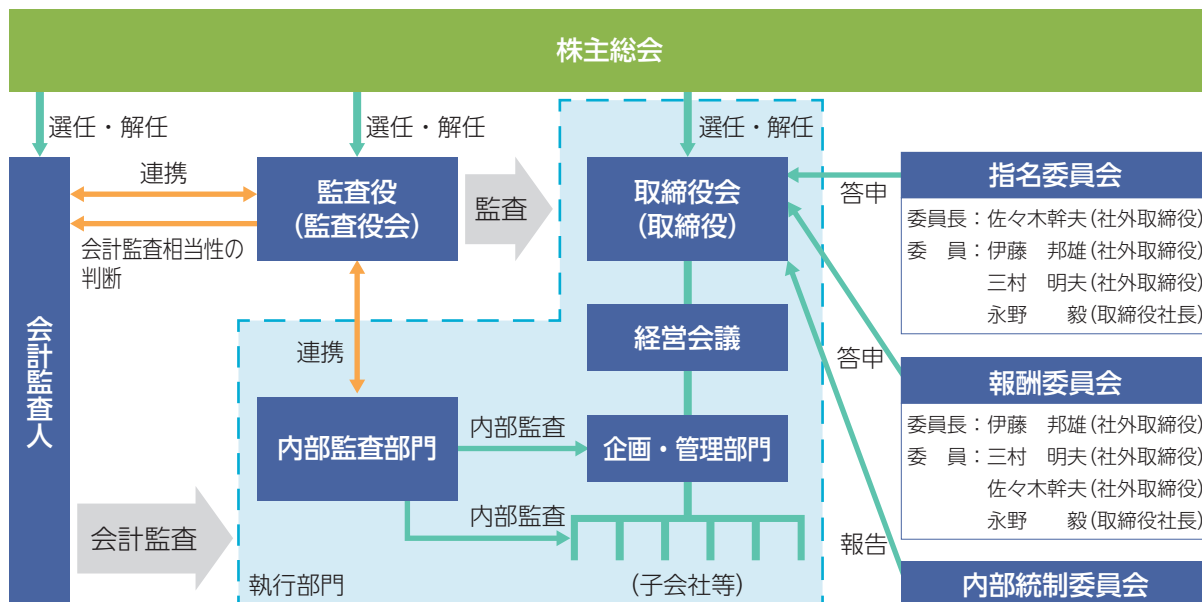
(改廃権限)

第24条 本基本方針の改廃は、取締役会において決定する。ただし、軽微な修正は経営企画部担当の業務執行役員が行うことができる。

2015年5月1日改定

以 上

コーポレートガバナンス体制の概要



マングローブ植林事業の取り組み

東京海上グループは、1999年にマングローブ植林事業を開始し、現在ではインドネシア、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、フィジー、バングラデシュ、インドおよびマレーシアの9カ国において植林を実施しています。

2014年度は、タイのラノー県でマングローブ植林を実施しました。国内外の東京海上グループの社員が参加し、NGOや地元の皆さんと協力して約6,000本のマングローブ苗の植林と、400個の苗木ポット作りを行いました。

マングローブは、二酸化炭素の吸収や蓄積に優れ、津波や台風などによる被害から人々とその生活を守る「みどりの防波堤」の役割を果たし、豊かな生態系を育むことから「命のゆりかご」と呼ばれています。

東京海上グループは、地球や人々の生活を守り、様々な恵みをもたらすマングローブを「地球の未来にかかる保険」と位置づけ、植林プロジェクトを100年間継続することを目指して取り組んでいます。

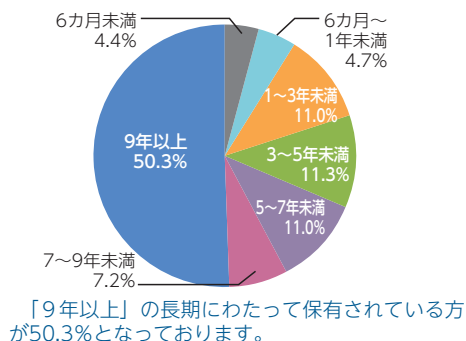


「株主さま向けアンケート」結果ご報告

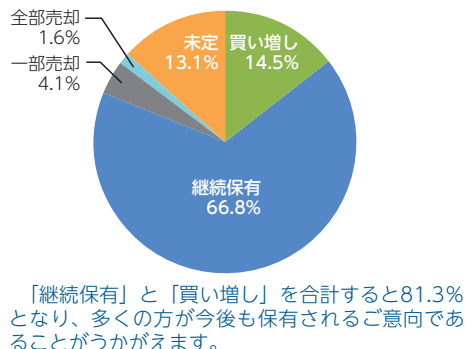
株主の皆さまにおかれましては、「第13期中間報告書」（昨年12月に発送）において実施した「株主さま向けアンケート」にご協力いただき、誠にありがとうございました。アンケートにおいて頂戴したご意見は、今後の事業活動の参考にさせていただきます。

以下にアンケート結果の一部をご報告します。

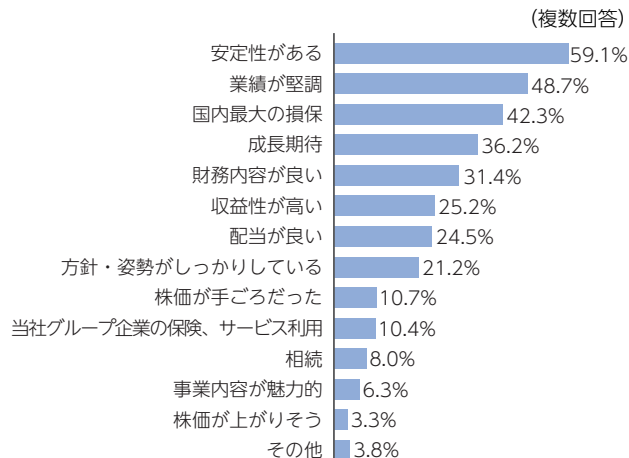
■当社株式の保有年数をお知らせください



■当社株式に対して 今後どのような方針をお持ちですか



■当社株式をどのような理由で取得されましたか



「安定性がある」「業績が堅調」「国内最大の損保」のご回答が上位を占めるとともに、「配当が良い」のご回答の割合が昨年よりも上昇しております。

アンケートでいただいたご意見の一部をご紹介します。

- ・右肩上がりの配当に満足しています。資産株として持ち続けたいと思います。
- ・保険料が高いイメージがありましたが、最近はこちらの保険やあんしん生命などを身近に感じています。
- ・さらなるグローバルな成長を期待しています。
- ・近年増加している大規模災害などに対応しながら、リーディングカンパニーとして、社会的責任と経営の安定性をさらに追求して欲しいです。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、以下の事項をご了承のうえ、議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

(注) インターネットによる議決権行使には、議決権電子行使プラットフォームを利用した議決権行使を含みます。

1. インターネットによる議決権行使

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)から当社の指定する議決権行使サイト(<http://www.evote.jp/>)にアクセスして行ってください。ただし、午前2時から午前5時までではご利用いただけません。

(注) 1. 「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金・パケット通信料等)は株主様のご負担となりますので、ご了承ください。

(2) 議決権行使サイトにおいて、同封の議決権行使書用紙に記載の「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、株主様以外の第三者による不正アクセスや議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイトにおいて「仮パスワード」の変更をお願いしております。

(3) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

(4) 携帯電話による議決権行使は、携帯電話の機種等によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

2. お問合せ先

(1) システムに関するお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク)
電 話 0120-173-027 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後9時まで

(2) その他のお問合せ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電 話 0120-232-711 (通話料無料)
受付時間 午前9時から午後5時まで (土日休日を除く)

《機関投資家の皆様へ》

議決権行使の方法として、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

株主メモ

事業年度： 4月1日から(翌年)3月31日まで
基準日： 定時株主総会 3月31日
： 期末配当 3月31日
： 中間配当 9月30日
公告方法： 電子公告により行います。
： ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができ
： ない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行います。
上場取引所： 東京証券取引所
単元株式数： 100株
株主名簿管理人および
特別口座の口座管理機関： 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
郵便物送付先および
電話照会先： 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社証券代行部
： 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
： 電話 0120-232-711（通話料無料）
：
： お受け取りになられていない配当金のご請求につきましては、三菱ＵＦＪ信託銀行にお申し出く
： ださい。なお、当社定款の定めにより、お支払開始日から満5年を経過した配当金につきまして
： はお支払ができなくなりますので、お早めにお申し出くださいますようお願い申し上げます。

■株式関係の各種お手続きについて

住所変更、配当金受取方法の指定・変更、単元未満株式の買取・買増請求などのお手続きのお申出先は、以下のとおりとなります。

一般口座(証券会社の口座)に記録された株式……………お取引の証券会社にお申し出ください。

特別口座(三菱ＵＦＪ信託銀行の口座)に記録された株式(※)……………三菱ＵＦＪ信託銀行にお申し出ください。

(※) 株券電子化実施(2009年1月)までに、お手持ちの株券を証券会社を通じて証券保管振替機構にお預けにならなかった場合などが該当します。

株主総会会場 ご案内図

会 場：パレスホテル東京 2階 「葵」

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号

☎ (03) 3211-5211

交通機関のご案内

都営地下鉄

○三田線

東京メトロ

●千代田線 ●半蔵門線

●丸の内線 ●東西線

「大手町駅」

C13b出口より

地下通路でパレスホテル東京
地下1階に直結

JR

「東京駅」

丸の内北口より 徒歩8分



※会場には、本総会のための駐車場の用意はございませんので、公共の交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。



東京海上ホールディングス株式会社



この印刷物は環境にやさしい
「ベジタブルインキ」を
使用しています。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。



2015 年 6 月 3 日

株主各位

**第 13 回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項**

東京海上ホールディングス株式会社

<目次>

事業報告のうち「5. 新株予約権等に関する事項」 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
事業報告のうち「8. 業務の適正を確保するための 体制」の内部統制基本方針・・・・・・・・	3
連結株主資本等変動計算書・・・・・・・・	7
連結注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	8
株主資本等変動計算書・・・・・・・・	19
個別注記表・・・・・・・・・・・・・・・・	20

上記の事項につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokiomarinehd.com>) に掲載することにより、株主の皆様に提供させていただきます。

新株予約権等に関する事項

当社が、当社および当社の主要な子会社の取締役、監査役および執行役員(以下、あわせて「当社役員等」といいます)を対象に、職務執行の対価として発行した新株予約権の事業年度の末日の状況およびその概要は、以下のとおりであります。

	事業年度の末日の状況		概要		
	新株予約権の数	新株予約権の目的たる株式の種類および数	新株予約権の払込金額(新株予約権1個当たり)	新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権を行使することができる期間
2005年7月発行新株予約権	12個	普通株式 6,000株	無償	株式1株当たり 払込金額1円	新株予約権付与 時から30年間
2006年7月発行新株予約権	11個	普通株式 5,500株	2,013,506円		
2007年7月発行新株予約権	83個	普通株式 8,300株	491,700円		
2008年8月発行新株予約権	166個	普通株式 16,600株	353,300円		
2009年7月発行新株予約権	520個	普通株式 52,000株	237,600円		
2010年7月発行新株予約権	838個	普通株式 83,800株	234,400円		
2011年7月発行新株予約権	1,147個	普通株式 114,700株	219,500円		
2012年7月発行新株予約権	1,644個	普通株式 164,400株	181,900円		
2013年7月発行新株予約権	1,727個	普通株式 172,700株	332,600円		
2014年7月発行新株予約権	1,881個	普通株式 188,100株	310,800円		

- (注) 1. 当社が発行している新株予約権は、全て株式報酬型ストックオプションであります。
2. 2005年7月発行新株予約権は、旧商法第280条の20および同法第280条の21の規定に基づき、当社役員等を対象に、特に有利な条件で発行したものであります。
3. 2006年7月から2014年7月までに発行した新株予約権は、会社法第238条第1項および第2項ならびに同法第240条に基づき、当社役員等を対象に、各社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により発行したものであります。
4. 新株予約権者である当社役員等は、それぞれの会社において、取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使できます。

(1) 事業年度の末日において保険持株会社の役員が有している当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権 の数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	取締役 (社外役員を除く)		社外取締役		監査役	
			保有人数	個数	保有人数	個数	保有人数	個数
2007年7月 発行新株予 約権	19個	普通株式 1,900株	1名	16個	—	—	1名	3個
2008年8月 発行新株予 約権	22個	普通株式 2,200株	1名	19個	—	—	1名	3個
2009年7月 発行新株予 約権	45個	普通株式 4,500株	1名	33個	1名	6個	1名	6個
2010年7月 発行新株予 約権	62個	普通株式 6,200株	2名	41個	2名	14個	1名	7個
2011年7月 発行新株予 約権	123個	普通株式 12,300株	3名	76個	3名	21個	1名	26個
2012年7月 発行新株予 約権	205個	普通株式 20,500株	4名	117個	3名	27個	1名	61個
2013年7月 発行新株予 約権	194個	普通株式 19,400株	5名	131個	3名	21個	1名	42個
2014年7月 発行新株予 約権	165個	普通株式 16,500株	7名	147個	3名	18個	—	—

(注) 各新株予約権の発行時点において当社の執行役員または当社の主要な子会社の取締役もしくは執行役員であった当社取締役および監査役は、それらの会社の取締役または執行役員として新株予約権を付与されており、事業年度の末日において当社取締役および監査役が有しているその個数は以下のとおりであります。

・2005年7月発行新株予約権：	12個	・2010年7月発行新株予約権：	180個
・2006年7月発行新株予約権：	8個	・2011年7月発行新株予約権：	179個
・2007年7月発行新株予約権：	45個	・2012年7月発行新株予約権：	213個
・2008年8月発行新株予約権：	51個	・2013年7月発行新株予約権：	178個
・2009年7月発行新株予約権：	144個	・2014年7月発行新株予約権：	134個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当該保険持株会社の新株予約権等

	新株予約権 の数	新株予約権の 目的たる株式の 種類および数	使用人		子法人等の役員および使用人	
			交付人数	個数	交付人数	個数
2014年7月 発行新株予 約権	1,639個	普通株式 163,900株	6名	192個	57名	1,447個

(注) 本表の使用人の新株予約権の個数には、新株予約権の発行時点において当社の主要な子会社の取締役または執行役員であった当社使用人が、当該子会社における職務執行の対価である金銭報酬債権との相殺により付与された新株予約権を含んでおります。なお、当社の使用人は、当社執行役員(当社の取締役兼務者を除く)であります。

内部統制基本方針

1. 東京海上グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、東京海上グループ経営理念に基づき、グループの事業を統轄する持株会社として、グループ会社の経営管理に関する基本方針を定めるとともに、取締役会への報告体制を確立することにより、グループ会社に対する当社の経営管理体制を整備する。
 - a. 当社は、当社が直接的に経営管理するグループ会社（以下「子会社等」という。）と経営管理契約を締結することなどにより、子会社等の経営管理を行う。
 - ① グループの経営戦略やグループ経営の根幹となる各種グループ基本方針等を子会社等に示す。
 - ② 子会社等による事業戦略、事業計画等の重要事項の策定を当社の事前承認事項とする。
 - ③ 子会社等による各種グループ基本方針等に基づく取り組み、事業計画の実施状況等を当社への報告事項とする。
 - b. 子会社等以外のグループ会社の経営管理は、原則として、子会社等を通じて行う。
- (2) 当社は、グループの経理に関する基本方針を定め、当社の連結財務状態およびグループ会社の財務状態等を把握し、株主・監督官庁に対する承認・報告手続および税務申告等を適正に実施するための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの財務報告に係る内部統制に関する基本方針を定め、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの情報開示に関する基本方針を定め、企業活動に関する情報を適時・適切に開示するための体制を整備する。
- (5) 当社は、グループ内取引等の管理に関する基本方針を定め、グループ内取引等の管理体制を整備する。

2. 職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社は、グループのコンプライアンスに関する基本方針を定め、コンプライアンス体制を整備する。
 - a. 当社は、コンプライアンスを統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、グループのコンプライアンス行動規範を定め、グループの役職員がこの行動規範に則り事業活動のあらゆる局面においてコンプライアンスを最優先するよう周知徹底を図る。
 - c. 当社は、子会社等にコンプライアンス・マニュアルを策定させるとともに、役職員が遵守すべき法令、社内ルール等に関する研修を実施させ、コンプライアンスの周知徹底を図る。

- d. 当社は、子会社等に法令または社内ルールの違反が生じた場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートのほか、社内外にホットライン（内部通報制度）を設け、その利用につきグループの役職員に周知する。
- (2) 当社は、グループの顧客保護等に関する基本方針を定め、お客様本位を徹底し、顧客保護等を図るための体制を整備する。
- (3) 当社は、グループの情報セキュリティ管理に関する基本方針を定め、情報セキュリティ管理体制を整備する。
- (4) 当社は、グループの反社会的勢力等への対応に関する基本方針を定め、反社会的勢力等への対応体制を整備するとともに、反社会的勢力等との関係遮断、不当要求等に対する拒絶等について、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (5) 当社は、被監査部門から独立した内部監査担当部署を設置するとともに、グループの内部監査に関する基本方針を定め、当社およびグループ会社において、効率的かつ実効性のある内部監査体制を整備する。

3. リスク管理に関する体制

- (1) 当社は、グループのリスク管理に関する基本方針を定め、リスク管理体制を整備する。
 - a. 当社は、リスク管理を統轄する部署を設置する。
 - b. 当社は、リスク管理にあたって、リスクの特定・評価・制御、コンティンジェンシー・プランの策定およびモニタリング・報告のプロセスを基本とする。
 - c. 当社は、子会社等の業態やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理を会社毎に実施させる。
- (2) 当社は、グループの統合リスク管理に関する基本方針を定め、格付けの維持および倒産の防止を目的としたグループ全体の定量的リスク管理を実施する。
- (3) 当社は、グループの危機管理に関する基本方針を定め、危機管理体制を整備する。

4. 職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、グループの中期経営計画および年度計画（数値目標等を含む。）を策定する。
- (2) 当社は、業務分担および指揮命令系統を通じて効率的な業務執行を実現するため、職務権限に関する規程を定めるとともに、事業目的を達成するために適切な組織機構を構築する。
- (3) 当社は、経営会議規則を定め、取締役、執行役員等で構成する経営会議を設置し、経営上の重要事項について協議・報告を行う。
- (4) 当社は、内部統制委員会を設置し、グループの内部統制システムの整備について、各種方針・施策等の策定ならびに実施状況の評価および改善に係る審議を行うとともに、

総合的調整を図った上で推進する。

- (5) 当社は、グループの I T ガバナンスに関する基本方針を定め、I T ガバナンスを実現するために必要な体制を整備する。
- (6) 当社は、グループの人事に関する基本方針を定め、社員の働きがい、やりがいの向上、透明公正な人事および成果実力主義の徹底により、生産性および企業価値の向上の実現を図る。
- (7) 当社は、(1)～(6)のほか、当社およびグループ会社において、職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、文書等の保存に関する規程を定め、重要な会議の議事録等、取締役および執行役員の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は、同規程の定めるところに従い、適切に保存および管理を行う。

6. 監査役の職務を補助すべき職員に関する事項

- (1) 当社は、監査役の監査業務を補助するため、監査役直轄の監査役室を設置する。監査役室には、監査役の求めに応じて、監査業務を補助するために必要な知識・能力を具備した専属の職員を配置する。
- (2) 監査役室に配置された職員は、監査役の命を受けた業務および監査を行う上で必要な補助業務に従事し、必要な情報の収集権限を有する。
- (3) 当該職員の人事考課、人事異動および懲戒処分は、常勤監査役の同意を得た上で行う。

7. 監査役への報告に関する体制

- (1) 役職員は、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、定期的に監査役に報告を行うとともに、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告を行う。
- (2) 当社は、グループ会社の役職員が、当社またはグループ会社の業務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときに、これらの者またはこれらの者から報告を受けた者が、当社の監査役に報告を行う体制を整備する。
- (3) 当社は、当社およびグループ会社において、監査役に(1)または(2)の報告を行った者が、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けることがないよう、必要な体制を整備する。

(4) 役職員は、ホットライン（内部通報制度）の運用状況および報告・相談事項について定期的に監査役に報告を行う。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (2) 監査役は、重要な会議の議事録、取締役および執行役員が決裁を行った重要な稟議書類等について、いつでも閲覧することができるものとする。
- (3) 役職員は、いつでも監査役の求めに応じて、業務執行に関する事項の説明を行う。
- (4) 内部監査担当部署は、監査に協力することなどにより、監査役との連携を強化する。
- (5) 当社は、監査役の職務の執行に係る費用等について、当社が監査役の職務の執行に必要でないことを証明したときを除き、これを支払うものとする。

(注) 当社は、2015年2月13日開催の取締役会において、2015年4月1日付で、内部統制基本方針を改定する決議を行っており、上記には、改定後の内容を記載しております。

2014年度（ 2014年4月1日から
2015年3月31日まで ） 連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	150,000	1,231,034	△ 6,716	1,374,318
会計方針の変更による 累積的影響額		△ 12,268		△ 12,268
会計方針の変更を反映した 当期首残高	150,000	1,218,765	△ 6,716	1,362,049
当期変動額				
剰余金の配当		△ 61,383		△ 61,383
当期純利益		247,438		247,438
自己株式の取得			△ 50,113	△ 50,113
自己株式の処分		△ 56	515	458
自己株式の消却		△ 45,276	45,276	—
連結範囲の変動		△ 916		△ 916
その他		△ 724		△ 724
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	139,080	△ 4,321	134,759
当期末残高	150,000	1,357,846	△ 11,038	1,496,808

	その他の包括利益累計額				新株 予約権	少数株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額			
当期首残高	1,239,658	18,222	106,510	△ 25,946	1,891	24,459	2,739,114
会計方針の変更による 累積的影響額						△ 5	△ 12,274
会計方針の変更を反映した 当期首残高	1,239,658	18,222	106,510	△ 25,946	1,891	24,453	2,726,839
当期変動額							
剰余金の配当							△ 61,383
当期純利益							247,438
自己株式の取得							△ 50,113
自己株式の処分							458
自己株式の消却							—
連結範囲の変動							△ 916
その他							△ 724
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	607,249	961	130,690	4,548	145	4,461	748,057
当期変動額合計	607,249	961	130,690	4,548	145	4,461	882,816
当期末残高	1,846,908	19,183	237,201	△ 21,397	2,037	28,915	3,609,655

（注）その他は、在外連結子会社が採用する会計処理基準に基づく税効果の組替調整額等であります。

連結注記表

＜連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等＞

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 85 社

主要な会社名

東京海上日動火災保険(株)
 日新火災海上保険(株)
 イーデザイン損害保険(株)
 東京海上日動あんしん生命保険(株)
 東京海上ミレア少額短期保険(株)
 東京海上アセットマネジメント(株)
 トウキョウ・マリン・ノースアメリカ・インコーポレイテッド[○]
 ファイテ[△]ルファイ・コンソリテ[△]イテッド[△]・ホールテ[△]ィング[△]・コーポ[△]レーション
 ファイテ[△]ルファイ・インテ[△]ムニティー・インシュアランス・カンパ[△]ニー
 ファースト・インシュアランス・カンパ[△]ニー・オブ[△]・ハワイ・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・アメリカ・インシュアランス・カンパ[△]ニー
 テ[△]ルファイ・ファイナンシャル・グ[△]ループ[△]・インコーポ[△]レイテッド[△]
 エスアイシー・ホールテ[△]ィング[△]ス・インコーポ[△]レイテッド[△]
 セイフティ・ナショナル・カシ[△]ュアリティ・コーポ[△]レーション
 リライアンス・スタンダ[△]ート[△]・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー
 リライアンス・スタンダ[△]ート[△]・ライフ・インシュアランス・カンパ[△]ニー・オブ[△]・テキサス
 トウキョウ・マリン・キルン・グ[△]ループ[△]・リミテッド[△]
 キルン・アンタ[△]ーライテイング[△]・リミテッド[△]
 トウキョウ・ミレニアム・リー・ユーケー・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・アンタ[△]ーライテイング[△]・リミテッド[△]
 トウキョウ・ミレニアム・リー・アーケ[△]ー
 トキオマリン・フ[△]ルヘ[△]ル・リ・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・アジア・フ[△]ライヘ[△]ート[△]・リミテッド[△]
 アシ[△]ア・ジ[△]ェネラル・ホールテ[△]ィング[△]ス・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・インシュアランス・シンガ[△]ポ[△]ール・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・シンガ[△]ポ[△]ール・リミテッド[△]
 トウキョウ・マリン・インシュアランス・マレーシア・ヘ[△]ルハット[△]
 トウキョウ・マリン・ライフ・インシュアランス・マレーシア・ヘ[△]ルハット[△]
 トウキョウ・マリン・セク[△]ラト[△]ーラ・エス・エー

トウキョウ・マリン・キルン・シンジ[△]ケート[△]・リミテッド[△]他1社は新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。なお、トウキョウ・マリン・キルン・シンジ[△]ケート[△]・リミテッド[△]は2014年11月10日付でアル・ジ[△]エイ・キルン・アント[△]・カンパ[△]ニー・(ナンバー4)・リミテッド[△]に名称変更しております。

東京海上日動フィナンシャル生命保険(株)は2014年10月1日付で東京海上日動あんしん生命保険(株)と合併し消滅したため、また、トウキョウマリン・フィナンシャルソリューションズ[△]・リミテッド[△]他1社は清算手続中であり、

当連結会計年度末における重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より連結の範囲から除いております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な会社名

東京海上日動調査サービス㈱

東京海上キャピタル㈱

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等の観点からみて、いずれもそれぞれ小規模であり、当企業集団の財政状態と経営成績に関する合理的な判断を妨げるほどの重要性がないため、連結の範囲から除いております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社の数 11 社

主要な会社名

エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

(2) 持分法を適用していない非連結子会社（東京海上日動調査サービス㈱、東京海上キャピタル㈱他）および関連会社（エーデルワイス・トウキョウ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド他）は、それぞれ当期純損益および利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法適用の範囲から除いております。

(3) 当社は、東京海上日動火災保険㈱および日新火災海上保険㈱を通じて日本地震再保険㈱の議決権の 30.1%を所有しておりますが、同社事業の公共性を踏まえ、同社事業等の方針決定に対し重要な影響を与えることができないと判断されることから、関連会社から除いております。

(4) 決算日が連結決算日と異なる持分法適用会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

国内連結子会社 1 社および海外連結子会社 75 社の決算日は 12 月 31 日でありますが、決算日の差異が 3 カ月を超えていないため、本連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用しております。なお、連結決算日との差異期間における重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

① 売買目的有価証券の評価は、時価法によっております。なお、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

② 満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

③ 業種別監査委員会報告第 21 号「保険業における「責任準備金対応債券」に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成 12 年 11 月 16 日 日本公認会計士協会）に基づく責任準備金対応

債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法（定額法）によっております。

また、責任準備金対応債券に関するリスク管理方針の概要は以下のとおりであります。

東京海上日動あんしん生命保険㈱において、資産・負債の金利リスクの変動を適切に管理するために「解約返戻金市場金利連動型個人年金保険（米国通貨建）のうち据置期間中の保険契約に係るドル建て責任準備金部分」、「積立利率変動型個人年金保険のうち据置期間中の保険契約に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（米国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」、「積立利率変動型一時払終身積立保険（日本国通貨建）に係る責任準備金の積立金部分」および「一時払個人年金保険に係る責任準備金の積立金部分」を小区分として設定し、各小区分に係る責任準備金のデュレーションと責任準備金対応債券のデュレーションを一定幅の中で対応させる運用方針をとっております。

- ④ その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。
- ⑤ その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるものの評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑥ 持分法を適用していない非連結子会社株式および関連会社株式については、移動平均法に基づく原価法によっております。
- ⑦ 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法によっております。

(2) デリバティブ取引の評価基準および評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法によっております。

(3) 有形固定資産の減価償却の方法

当社および国内連結子会社の保有する有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。

ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物付属設備等を除く）については、定額法により行っております。

(4) 無形固定資産の減価償却の方法

海外子会社の買収により取得した無形固定資産については、その効果が及ぶと見積もられる期間にわたり、効果の発現する態様にしたがって償却しております。

(5) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

主な国内連結子会社は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準および償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権および実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を計上しております。

今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。

また、すべての債権は資産の自己査定基準に基づき、資産計上部門および資産管理部門が資産査定を実施し、当該部門から独立した資産監査部門が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

② 役員退職慰労引当金

一部の国内連結子会社は、役員の退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末の要支給額を計上しております。

③ 賞与引当金

当社および主な国内連結子会社は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

④ 価格変動準備金

国内保険連結子会社は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第 115 条の規定に基づき計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主に給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～13 年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7～13 年）による定額法により費用処理しております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第 26 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 25 号 平成 24 年 5 月 17 日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第 35 項本文および退職給付適用指針第 67 項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直しました。退職給付見込額の期間帰属方法は、主にポイント基準を採用しておりましたが、給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法は、主に従業員の平均残存勤務期間に基づく割引率を使用する方法を採用しておりましたが、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第 37 項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る資産が 153 百万円減少、退職給付に係る負債が 17,562 百万円増加し、利益剰余金が 12,268 百万円減少しております。また、当連結会計年度の経常利益および税金等調整前当期純利益はそれぞれ 1,250 百万円増加しております。

(7) 消費税等の会計処理

当社および国内連結子会社の消費税等の会計処理は税抜方式によっております。ただし、国内保険連結子会社の営業費及び一般管理費等の費用は税込方式によっております。

なお、資産に係る控除対象外消費税等はその他資産に計上し、5 年間で均等償却を行っております。

す。

(8) 重要なリース取引の処理方法

主な国内連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が2008年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(9) 重要なヘッジ会計の方法

① 金利関係

東京海上日動火災保険㈱および東京海上日動あんしん生命保険㈱は、長期の保険契約等に付随して発生する金利の変動リスクを軽減するため、金融資産と保険負債等を同時に評価・分析し、リスクをコントロールする資産・負債総合管理（ALM）を実施しております。この管理のために利用している金利スワップ取引の一部については、業種別監査委員会報告第26号「保険業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（平成14年9月3日 日本公認会計士協会）（以下「第26号報告」という。）に基づく繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ対象となる保険負債とヘッジ手段である金利スワップ取引を一定の残存期間毎にグルーピングのうえヘッジ指定を行っており、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、東京海上日動火災保険㈱は、第26号報告適用前の業種別監査委員会報告第16号「保険業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」（平成12年3月31日 日本公認会計士協会）による2003年3月末の繰延ヘッジ利益については、第26号報告の経過措置に基づいて、ヘッジ手段の残存期間（1～17年）にわたり、定額法により損益に配分しております。なお、本経過措置に基づく、当連結会計年度末の繰延ヘッジ損益（税相当額控除前）は11,203百万円、当連結会計年度の損益に配分された額は3,653百万円であります。

② 為替関係

東京海上日動火災保険㈱は、外貨建資産に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する目的で実施している通貨スワップ取引・為替予約取引の一部については、時価ヘッジ処理および振当処理を行っております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の重要な条件が同一であり、ヘッジに高い有効性があるため、ヘッジ有効性の評価を省略しております。また、在外子会社の持分に係る将来の為替相場の変動リスクを軽減する外貨建借入金については、繰延ヘッジ処理を行っております。ヘッジ有効性の評価は、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(10) のれんの償却に関する事項

連結貸借対照表の資産の部に計上したのれんについて、フィラデルフィア・コンソリデイティッド・ホールディング・コーポレーションに係るものについては20年間、トキョウ・マリン・キル・グループ・リミテッドに係るものについては10年間、デルファイ・ファイナンシャル・グループ・インコーポレイテッドに係るものについては5年間、その他については5～15年間で均等償却しております。ただし、少額のものについては一括償却しております。

なお、2010年3月31日以前に発生した負ののれんについては、連結貸借対照表の負債の部に計上し、20年間の均等償却を行っております。

(11) 保険業法第113条繰延資産の処理方法

イーデザイン損害保険㈱の保険業法第113条繰延資産の償却額の計算は、法令および同社の定款の規定に基づき行っております。

<追加情報の注記>

(法人税等の税率の変更等による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成 27 年法律第 9 号)が 2015 年 3 月 31 日に公布され、2015 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引き下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金負債(繰延税金資産を控除した金額)は 15,566 百万円減少し、その他有価証券評価差額金は 49,135 百万円増加しております。また、税金等調整前当期純利益は 2,296 百万円増加し、当期純利益は 30,119 百万円減少しております。

なお、重要な連結会社において 2015 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は以下のとおりであります。

① 当社

- ・ 変更前 35.6%
- ・ 2015 年 4 月 1 日に開始する連結会計年度 33.1%
- ・ 2016 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度 32.3%

② 東京海上日動火災保険㈱

- ・ 変更前 30.7%
- ・ 2015 年 4 月 1 日以後に開始する連結会計年度 28.7%

<連結貸借対照表の注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額は 351,466 百万円、圧縮記帳額は 19,383 百万円であります。
2. 非連結の関係会社の株式または出資金の総額は 101,910 百万円であります。
3. 貸付金のうち、破綻先債権額、延滞債権額、3 カ月以上延滞債権額および貸付条件緩和債権額の合計額は 12,324 百万円であります。この内訳は次のとおりであります。

(1) 破綻先債権額は 393 百万円であります。

破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸付金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸付金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号イからホまで(貸倒引当金勘定への繰入限度額)に掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸付金であります。

(2) 延滞債権額は 3,179 百万円であります。

延滞債権とは、未収利息不計上貸付金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸付金以外の貸付金であります。

(3) 3 カ月以上延滞債権額はありません。

3 カ月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 月以上遅延している貸付金で、破綻先債権および延滞債権に該当しないものであります。

(4) 貸付条件緩和債権額は 8,751 百万円であります。

貸付条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利

息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸付金で、破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

4. 担保に供している資産は、預貯金 41,321 百万円、買入金銭債権 46,004 百万円、有価証券 392,637 百万円、土地 21 百万円、建物 455 百万円であります。

また、担保付き債務は、支払備金 117,444 百万円、責任準備金 126,524 百万円、社債 3,013 百万円、その他の負債（外国再保険借等）88,920 百万円であります。

5. 連結した特別目的会社のノンリコース債務は、社債 3,013 百万円であります。

また、当該ノンリコース債務に対応する資産は、有価証券 3,013 百万円であります。

6. 現先取引等により受け入れているコマーシャルペーパー等のうち、売却または再担保という方法で自由に処分できる権利を有するものは 111,467 百万円（時価）であり、すべて自己保有しております。

7. 有価証券には、消費貸借契約により貸し付けているものが 1,085,083 百万円含まれております。

8. 貸出コミットメントに係る貸出未実行残高は次のとおりであります。

貸出コミットメントの総額	138,486 百万円
貸出実行残高	57,222 百万円
差引額	81,263 百万円

9. 保険業法第 118 条に規定する特別勘定の資産および負債の額はともに 1,570,790 百万円であります。

10. 東京海上日動火災保険㈱は子会社の債務を保証しており、当連結会計年度末における各社に対する保証残高は次のとおりであります。

トウキョウ・マリン・コンパニー・デ・セグロス	4,508 百万円
トウキョウ・マリン・パシフィック・インシュアランス・リミテッド	3,496 百万円
トウキョウ・マリン・グローバル・リー・リミテッド	314 百万円
計	8,319 百万円

11. その他資産には、保険業法第 113 条繰延資産 15,307 百万円が含まれております。

<連結損益計算書の注記>

1. 事業費の主な内訳は次のとおりであります。

代理店手数料等	524,003 百万円
給与	270,895 百万円

なお、事業費は連結損益計算書における損害調査費、営業費及び一般管理費ならびに諸手数料及び集金費の合計であります。

2. 当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所 等	減損損失（百万円）			
			土 地	建 物	その他	合 計
事業用不動産等 （介護事業）	建物等	神奈川県横浜市 に保有する建物 付属設備など3 物件	—	0	5	5
遊休不動産およ び売却予定不動 産	土地および建物	大阪府四條畷市 に保有する研修 所など12物件	10,373	3,768	—	14,141
合 計			10,373	3,768	5	14,147

保険事業等の用に供している事業用不動産等については連結会社毎に1つの資産グループとし、賃貸用不動産等、遊休不動産等および売却予定不動産等ならびに介護事業の用に供している事業用不動産等については主たる用途に基づき個別の物件毎にグルーピングしております。

介護事業の用に供している事業用不動産等において、将来キャッシュ・フローの総額が固定資産の帳簿価額を下回ったため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は、将来キャッシュ・フローを6.0%で割り引いて算出しております。

また、遊休不動産および売却予定不動産において、主に不動産価格の下落に伴い帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。当該資産の回収可能価額は正味売却価額としております。正味売却価額は不動産鑑定士による鑑定評価額等から処分費用見込額を減じた額であります。

<連結株主資本等変動計算書の注記>

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 増 加 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 減 少 株 式 数 (千株)	当 連 結 会 計 年 度 末 株 式 数 (千株)
発行済株式				
普通株式	769,524	—	12,000	757,524
合 計	769,524	—	12,000	757,524
自己株式				
普通株式	2,306	12,795	12,176	2,925
合 計	2,306	12,795	12,176	2,925

- (注) 1. 普通株式の発行済株式の株式数の減少12,000千株は、すべて自己株式の消却によるものであります。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加12,795千株の主な内訳は、資本政策の遂行のための取得12,764千株であります。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少12,176千株の主な内訳は、自己株式の消却による減少12,000千株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	当連結会計年度末残高（百万円）
当 社 （親会社）	ストック・オプション としての新株予約権	2,037

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2014年6月23日 定時株主総会	普通株式	30,688	40.00	2014年3月31日	2014年6月24日
2014年11月19日 取締役会	普通株式	30,694	40.00	2014年9月30日	2014年12月10日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2015年6月29日開催の第13回定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2015年6月29日 定時株主総会	普通株式	41,502	利益剰余金	55.00	2015年3月31日	2015年6月30日

<金融商品に関する注記>

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、保険事業を中核としており、保険料として収受した資金等の運用を行っております。運用する資産は、積立保険や年金保険等の複数年にわたる保険契約に対応する負債対応資産とそれ以外に区分して管理しております。

負債対応資産については、将来、保険金や満期返戻金等を確実に支払うために、保険負債とのバランスを考え、資産・負債総合管理（ALM）を行っております。ALMにおいては、保険負債が抱える金利リスクを適切にコントロールしつつ、高格付債券を中心として一定の信用リスクをとる運用を行い、安定的な剰余の価値（運用資産価値－保険負債価値）の拡大を目指しております。

負債対応資産以外については、保険金支払いに備える流動性の維持も考慮しつつ、安定的な収益の獲得に向けて、投資対象の分散や資産運用の効率性の向上等に取り組んでおります。

これらの資産運用に伴うリスクに対応するため、主な連結子会社では、取引部門から独立したリスク管理部門が、定量・定性の両面から金融商品に係る資産運用リスク（市場リスク、信用リスクおよび市場流動性リスク等）管理を実施しております。

こうした取り組みによって、短期的な収益の変動を抑えながら運用収益を安定的に拡大させ、中長期的な純資産価値の拡大および財務基盤の健全性の維持につなげることを目指しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2015年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預貯金	536,657	536,738	81
(2) コールローン	402,586	402,586	—
(3) 買現先勘定	64,979	64,979	—
(4) 債券貸借取引支払保証金	24,841	24,841	—
(5) 買入金銭債権	1,372,209	1,372,209	—
(6) 金銭の信託	2,433	2,433	—
(7) 有価証券			
売買目的有価証券	1,788,158	1,788,158	—
満期保有目的の債券	3,285,559	3,728,421	442,862
責任準備金対応債券	119,056	124,522	5,465
その他有価証券	10,059,553	10,059,553	—
(8) 貸付金	583,761		
貸倒引当金（*1）	△ 5,353		
	578,407	584,911	6,504
(9) 社債（*2）	(107,077)	(110,746)	(3,669)
(10) 債券貸借取引受入担保金（*2）	(825,845)	(825,845)	—
(11) デリバティブ取引（*3）	1,867	1,867	—

（*1）貸付金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）負債に計上されているものについては、（ ）で表示しております。

（*3）その他資産およびその他負債に計上しているデリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注1）金融商品の時価の算定方法

(1)現金及び預貯金（うち「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）に基づいて有価証券として取り扱うものを除く）、(2)コールローン、(3)買現先勘定、(4)債券貸借取引支払保証金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、原則として、当該帳簿価額を時価としております。

(5)買入金銭債権、(6)金銭の信託、(7)有価証券（「(1)現金及び預貯金」のうち金融商品に関する会計基準に基づいて有価証券として取り扱うものを含む）のうち市場価格のあるものについては、上場株式は決算日の取引所の価格、債券は店頭取引による価格等によっております。市場価格のないものについては、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。

(8)貸付金のうち変動金利貸付については、市場金利の変動が短期間で将来キャッシュ・フローに反映されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、貸付先の信用状況が実行後大きく異なっていない限り、当該帳簿価額を時価としております。固定金利貸付については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値等によっております。なお、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する貸付金については、直接減額前の帳簿価額から貸倒見積高を控除した額を時価としております。

(9)社債については、店頭取引による価格等によっております。

(10) 債券貸借取引受入担保金については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

(11) デリバティブ取引のうち市場取引については、決算日の取引所の価格によっております。市場取引以外の取引については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値やモデルを用いて算定した価格等によっております。

(注 2) 非上場株式および非上場株式から構成されている組合出資金等（連結貸借対照表計上額 257,622 百万円）は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(7) 有価証券」等には含めておりません。

また、約款貸付（連結貸借対照表計上額 111,267 百万円）は、保険契約に基づいた融資制度で、解約返戻金の範囲内で返済期限を定めずに実行しており、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(8) 貸付金」には含めておりません。

< 賃貸等不動産に関する注記 >

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

一部の連結子会社では、東京、大阪および名古屋などを中心にオフィスビル（土地を含む）を所有しており、その一部を賃貸しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
69,115	137,776

(注 1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注 2) 当連結会計年度末の時価は、主に社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額であります。

< 1 株当たり情報に関する注記 >

1 株当たり純資産額	4,742 円 52 銭
1 株当たり当期純利益	323 円 97 銭

2014年度〔 2014年4月1日から
2015年3月31日まで 〕株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他資本 剰余金	その他利益剰余金			
				別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	150,000	1,511,485	－	332,275	487,564	△6,716	2,474,609
当期変動額							
剰余金の配当					△61,383		△61,383
当期純利益					141,734		141,734
自己株式の取得						△50,113	△50,113
自己株式の処分			△56			515	458
自己株式の消却			△45,276			45,276	－
利益剰余金から資本剰余金 への振替			45,333		△45,333		－
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計	－	－	－	－	35,017	△4,321	30,696
当期末残高	150,000	1,511,485	－	332,275	522,581	△11,038	2,505,305

	新株 予約権	純資産 合計
当期首残高	1,891	2,476,501
当期変動額		
剰余金の配当		△61,383
当期純利益		141,734
自己株式の取得		△50,113
自己株式の処分		458
自己株式の消却		—
利益剰余金から資本剰余金 への振替		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	145	145
当期変動額合計	145	30,841
当期末残高	2,037	2,507,342

個別注記表

<重要な会計方針に係る事項に関する注記>

1. 有価証券の評価基準および評価方法

子会社株式および関連会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産の減価償却は定率法（ただし、建物（付属設備を除く）については定額法）により行っております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物付属設備… 8～18年

器具及び備品… 3～15年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金は、従業員賞与に充てるため、支給見込額を基準に計上しております。

(2) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に充てるため、当事業年度末に発生していると認められる額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

<貸借対照表に関する注記>

1. 有形固定資産の減価償却累計額	249 百万円
-------------------	---------

2. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	1,765 百万円
--------	-----------

短期金銭債務	295 百万円
--------	---------

<損益計算書に関する注記>

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益	149,751 百万円
------	-------------

営業費用	1,363 百万円
------	-----------

営業取引以外の取引による取引高	43 百万円
-----------------	--------

<株主資本等変動計算書に関する注記>

当事業年度末における自己株式の種類および株式数

普通株式	2,925,459 株
------	-------------

<税効果会計に関する注記>

繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳

繰延税金資産

関係会社株式評価損 30,526 百万円

その他 1,258 百万円

繰延税金資産小計 31,784 百万円

評価性引当額 △31,784 百万円

繰延税金資産合計 － 百万円

繰延税金資産の純額 － 百万円

< 1株当たり情報に関する注記>

1株当たり純資産額 3,320 円 04 銭

1株当たり当期純利益 185 円 57 銭